

日置市いのち支える自殺対策推進計画

(第2期)

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

令和6年度～令和10年度



令和6年3月

鹿児島県日置市

「誰も自殺に追い込まれることのない日置市」を目指して

平成 18 年に自殺対策基本法が施行され、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は 3 万人台から 2 万人台に減少するなど、着実に成果を上げてきました。しかし、自殺者数は依然として毎年 2 万人を超える水準で推移し、令和 2 年には新型コロナウイルス感染症の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は 11 年ぶりに前年を上回りました。特に、小中高生の自殺者数は増加傾向となっており、令和 2 年には過去最多、令和 3 年には過去 2 番目の水準になりました。このように非常事態はいまだ続いており、決して楽観できる状況にはありません。



「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すため、日置市においても平成31年度に「日置市いのち支える自殺対策推進計画」を策定し、全庁的な取組み以外にも、各関係機関とも連携し「生きることの包括的な支援」を推進してまいりました。特に、計画策定を機に、若年向けの対策として新たにSOSの出し方教育などを実施し、一定の効果を得ることができました。しかしながら、新型コロナウイルスや物価高の影響などにより社会情勢は非常に厳しい状況となり、そのような状況も踏まえた対策が必要であるため、この度計画の改定を行うこととしました。

さらなる関係機関との連携のもと、「誰も自殺に追い込まれることのない日置市」を目指して計画を推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

最後に、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見やご提案を頂きました自殺対策連絡協議会の皆さまをはじめ、関係各位、市民の皆さま方に心から感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

日置市長 永山由高

目次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	3
4 SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた自殺対策の推進	3
5 計画の数値目標	4
第2章 日置市の自殺をめぐる現状	5
1 日置市における5つのポイント	5
2 統計データから見る日置市の自殺の現状	5
3 健康実態調査の結果	11
4 高齢者実態調査の結果	20
5 SOSの出し方教室実施後アンケート結果	20
第3章 これまでの取組と評価	23
第4章 いのち支える自殺対策の基本方針	26
1 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進する	26
2 関連機関の施策との有機的連携による総合的な取り組みを推進する	27
3 対応のレベルと段階に応じた、様々な施策を効果的に連動させる	27
4 自殺対策における実践的な取り組みと啓発を両輪で推進する	28
5 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む	28
6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する	29
第5章 いのち支える自殺対策への取組	30
1 基本施策	31
(1) 地域におけるネットワークの強化	31
(2) 自殺対策を支える人材の育成	33
(3) 住民への啓発と周知	34
(4) 自殺未遂者等への支援の充実	36
(5) 自死遺族等への支援の充実	39
(6) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	40
2 重点施策	40
(1) 高齢者の自殺対策の推進	40
(2) 生活困窮者・無職者・失業者への自殺対策の推進	43
(3) 子ども・若者の自殺対策の推進	45
(4) 女性の自殺対策の推進	47
3 評価指標	50
第6章 いのち支える自殺対策の推進体制	51
1 推進体制	51
2 進行管理	51
資料編	52

第1章 計画改定の趣旨等

1 計画改定の趣旨

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成28年の改正自殺対策基本法が改正され、すべての市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられました。本市においても「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、平成30年度に令和5年度までの5年計画として、「市町村自殺対策計画（日置市いのち支える自殺対策推進計画）」（以下、前計画）を策定しました。

計画策定後、本市では計画に基づき、5つの「基本施策」と3つの「重点施策」を中心に、ゲートキーパー養成講座による自殺対策を支える人材の育成や、こどもが困難やストレスに直面した際に心のSOSを出す方法を身につけるSOSの出し方教育など、全庁を挙げて「生きることの包括的な支援（＝自殺対策）」を推進してきました。各種取組が推進されたことにより自殺者数は減少傾向にありますが、前計画で掲げた自殺者数を0人にするという目標を達成するには至っていません。そのため、引き続き日置市全体で自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、前計画の評価・見直しを行い、誰も自殺に追い込まれることのない日置市の実現を目指して、第2次「市町村自殺対策計画（日置市いのち支える自殺対策推進計画）」（以下、本計画）を策定しました。

2 計画策定の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法に基づき「市町村自殺対策計画」として策定された前計画をもとに、庁内各課からの中間評価結果を反映し、令和4年10月に閣議決定された新たな国の自殺総合対策大綱を踏まえて改定したものです。

また、前計画同様、中長期的な視点を持って継続的に自殺対策を実施していくため、本計画を日置市の最上位計画である「第2次日置市総合計画」における6つの方針のうち、「笑顔とやさしさ、ぬくもりに満ちたまちづくり」の具体的方針として位置付けていくとともに、様々な分野の関連する計画との整合性を随時調整し、計画を推進していきます。

第2次日置市総合計画
笑顔とやさしさ、ぬくもりに満ちたまちづくり



日置市いのち支える自殺対策推進計画



- 第2次日置市元気な市民づくり運動推進計画
- 日置市地域福祉計画
- 日置市子ども・子育て支援事業計画
- 日置市高齢者福祉計画及び介護保健事業計画
- その他関連分野に係る計画

【国】
自殺対策基本法
自殺総合対策大綱



【県】
自殺対策計画

3 計画の期間

本計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。ただし、国の動きや自殺実態、社会状況等の変化を踏まえ、評価・検証を行いながら適宜内容の見直しを行うこととします。

4 SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた自殺対策の推進

SDGs（持続可能な開発目標）は平成27（2015）年に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」として国連総会で採択された国際目標です。17の目標から構成され、「誰ひとり取り残されることなく、人々が安定して暮らし続ける」社会の実現を目指しています。

自殺対策は、「誰ひとり取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指すSDGs理念と合致するものであることから、本計画においてもSDGsの視点を取り入れて施策を推進し、17の目標のうち主に次の目標に取り組んでいきます。

	貧困	【目標1】 貧困をなくそう
	保健	【目標3】 すべての人に健康と福祉を
	教育	【目標4】 質の高い教育をみんなに
	ジェンダー	【目標5】 ジェンダー平等を実現しよう
	成長・雇用	【目標8】 働きがいも経済成長も
	不平等	【目標10】 人や国の不平等をなくそう
	平和	【目標16】 平和と公正をすべての人に

	実施手段	【目標 17】 パートナーシップで目標を達成しよう
---	------	---------------------------

5 計画の数値目標

本市として最終的に目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。国は平成 29 年 7 月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」において、2026 年（令和 8 年）までに自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）を 2015 年（平成 27 年度）と比べて 30%以上減少させることを政府の進める自殺対策の目標と定めています。この目標は令和 4 年 10 月に閣議決定された新たな国の自殺総合対策大綱においても引き続き目標として定められています。

本市は国の方針も踏まえ、目指すべき目標値として令和 5 年度までに年間自殺者数を 0 人にすることを目指してきました。平成 30 年以降新型コロナウイルス感染症の影響もあいまって目標値には達していないところですが、令和 4 年の自殺死亡率は 12.64 であり平成 27 年比で約 40%減少しています。引き続き、自殺対策を講じながら本計画の最終年度の令和 10 年度までに、年間自殺者数を 0 人にすることを目標とします。

表 1 本市の自殺死亡率

	平成 27 年 (2015 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 10 年 (2028 年)
自殺者数	11 人	9 人	6 人	0 人
自殺死亡率	21.8	18.3	12.6	0.0



自殺死亡率：約 40%減少
(平成 27 年度比)

自殺死亡率：警察庁「自殺統計」（住居地、自殺日）

第2章 日置市の自殺をめぐる現状

1 日置市における5つのポイント

本市の自殺の実態に即した計画を策定するため、厚生労働省「人口動態統計」、警察庁「自殺統計」、ならびに自殺総合対策推進センターが自治体ごとの自殺実態を示した「地域自殺実態プロファイル」を基に分析を行いました(第2章2 統計データから見る日置市の自殺の現状)。

また、第2次日置市「元気な市民づくり運動」推進計画(平成28年度策定)の中間評価として令和3年度に実施した「健康実態調査 心の健康に関する調査結果」や日置市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画を作成するにあたって実施された高齢者実態調査結果等からも分析を行いました(第2章3 健康実態調査の結果より)。

これらの分析結果から見えてきた日置市の自殺を巡る現状をまとめたのが以下の5つのポイントです。

- 1 高齢者の自殺割合が高く、特に独居高齢者の自殺割合が高い。なかでも70代の男性の自殺死亡率が高く、全国の値の4倍以上である。
- 2 男性では50歳代、女性では30歳代の自殺死亡率が全国より高い。
- 3 男女ともに有職者より無職者の自殺者割合が高く、特に60歳以上の無職高齢者の自殺者割合が高い。
- 4 市民の約1割が自殺を考えたことがある。
- 5 40歳代～50歳代の男性、30歳代～50歳代の女性において休養が十分に取れていない割合が高値である。

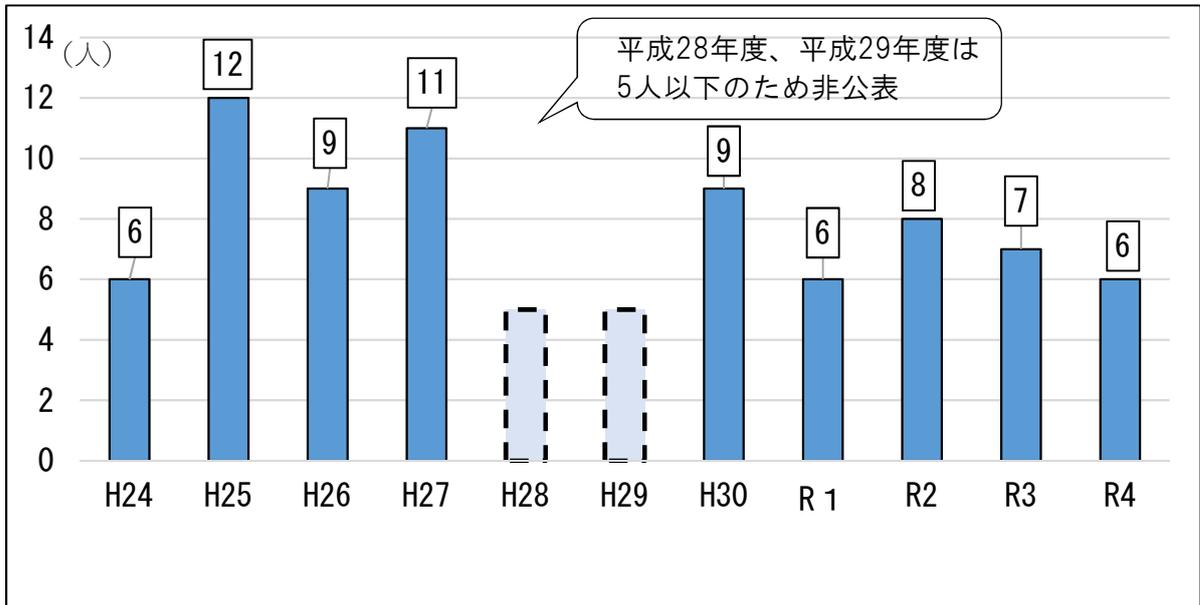
2 統計データから見る日置市の自殺の現状

(1) 自殺者数及び自殺死亡率の推移

本市における自殺者数は平成24年以降10名前後で推移しています。人口10万人あたりの自殺死亡率をみると、国や県の値より低い数値で推移していますが、依然として自殺死亡率は10.0を超えており非常に深刻な状況です。

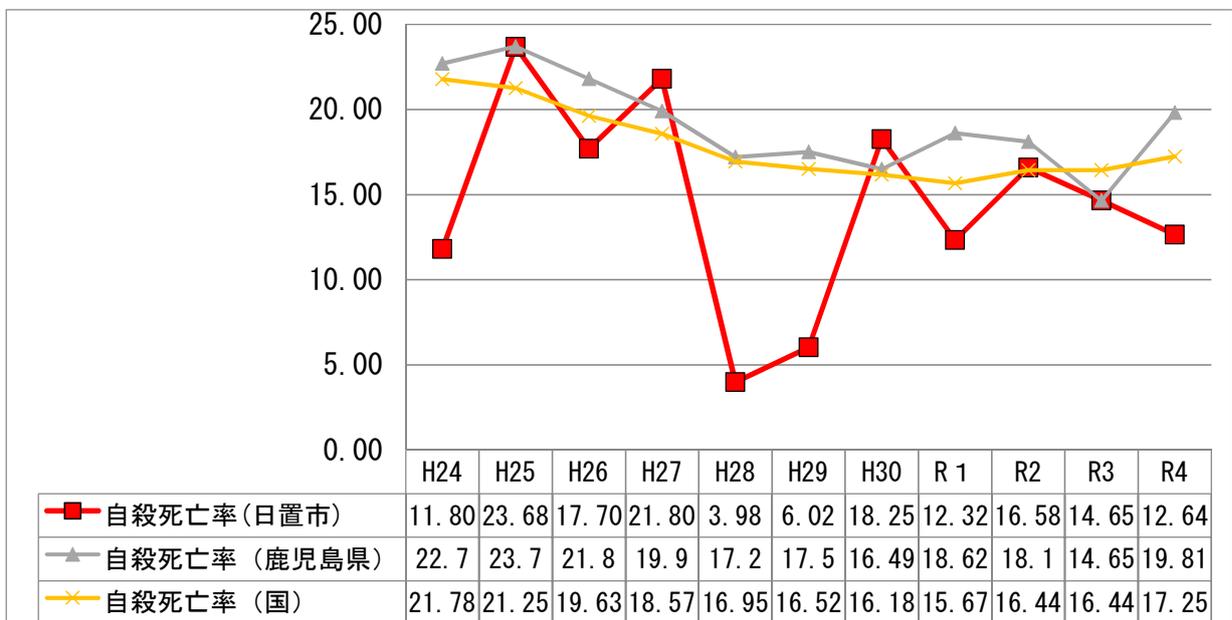
また、男女別の自殺死亡率の推移をみると、男性では年ごとに増減はあるものの令和3年は17.7まで低下しています。女性の自殺死亡率は男性より低い値ですが、前回計画策定時の平成30年と令和3年を比較すると3.8から12.0へ大きく増加している状況です。

図 1 : 自殺統計に基づく自殺者数の推移 (自殺日、住居地)
(平成 24 年～令和 4 年)



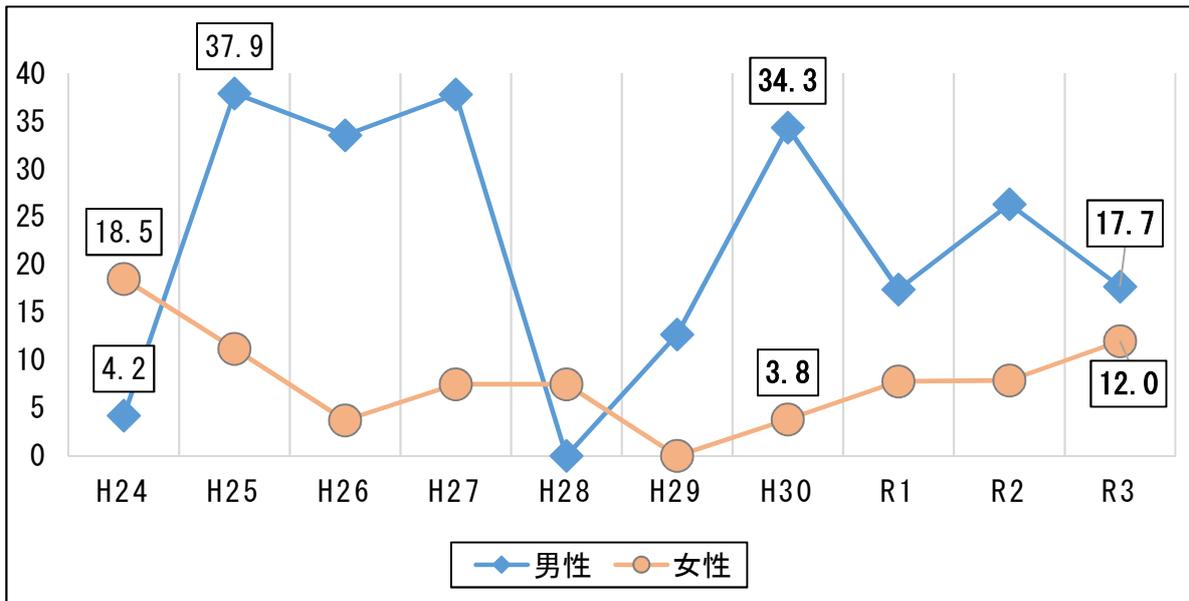
【出典】 自殺統計

図 2 : 自殺統計に基づく自殺死亡率の推移 (人口 10 万対) (自殺日、住居地)
(平成 24 年～令和 4 年)



【出典】 自殺統計

図3：男女別自殺死亡率の推移（人口10万対）（日置市）（平成24年～令和3年）

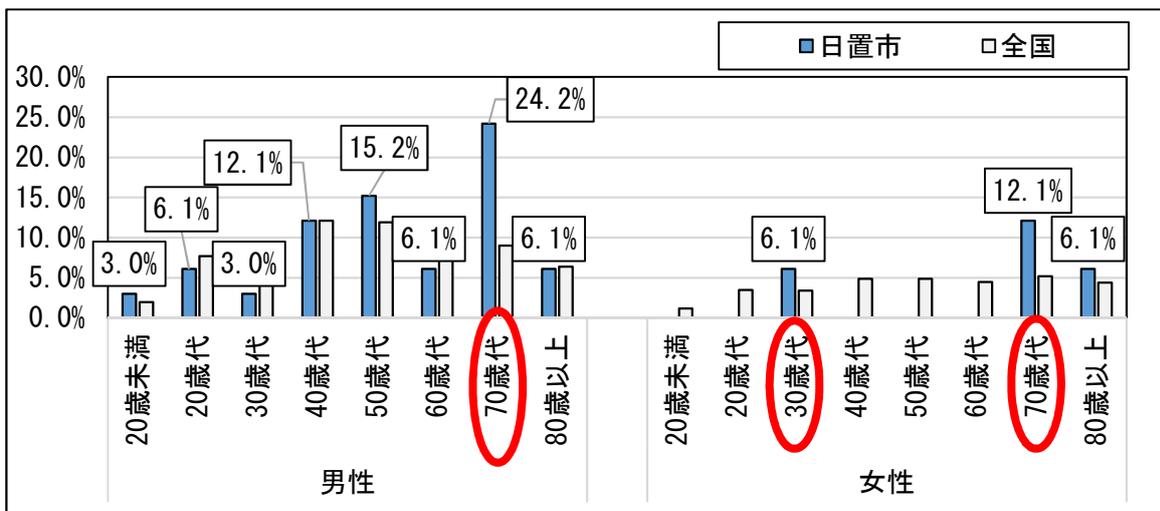


【出典】地域自殺実態プロファイル2022（いのち支える自殺対策推進センター）

（2）年代別男女別に見た自殺の現状（平成29年～令和3年平均）

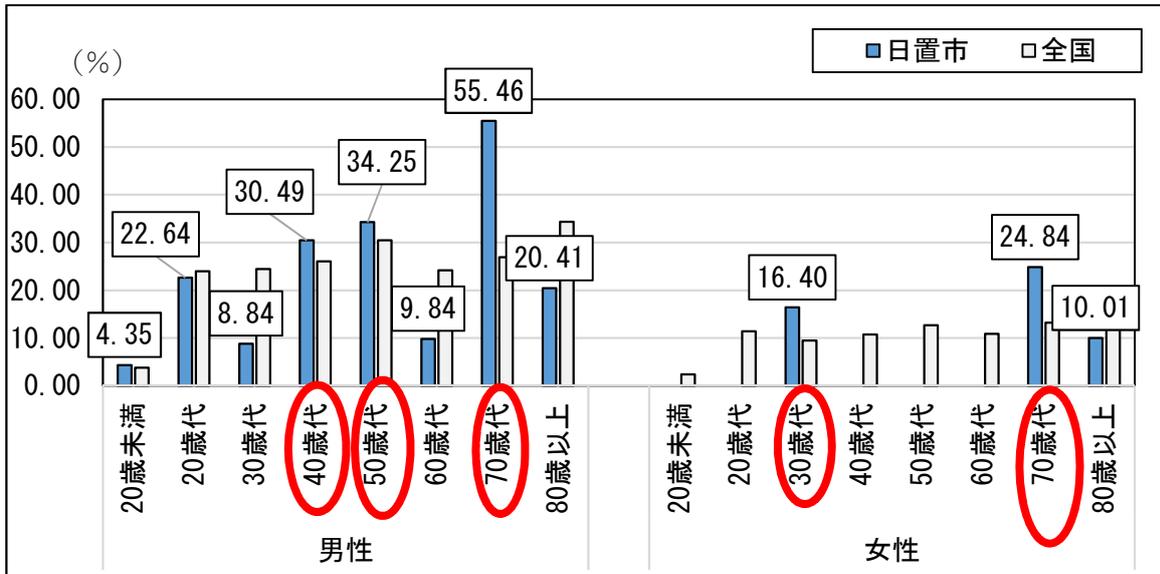
年代別男女別の平均自殺者数をみると、男女とも70歳以上が多く、次いで男性では50歳代・40歳代、女性は30歳代・80歳以上の割合が高くなっています。人口10万対の自殺死亡率においても男女ともに70歳代の自殺死亡率が最多であり、次いで男性では50歳代、女性では30歳代の自殺死亡率が高くなっています。また20歳未満男性の自殺死亡率が全国より高値となっています。

図4 性・年代別の自殺者割合



【出典】地域自殺実態プロファイル2022（いのち支える自殺対策推進センター）

図5 性・年代別の自殺死亡率（人口10万人対）



【出典】地域自殺実態プロフィール 2022（いのち支える自殺対策推進センター）

（3）性・年齢・職業・同居人の有無別に見た自殺者の割合 （平成29年～令和3年）

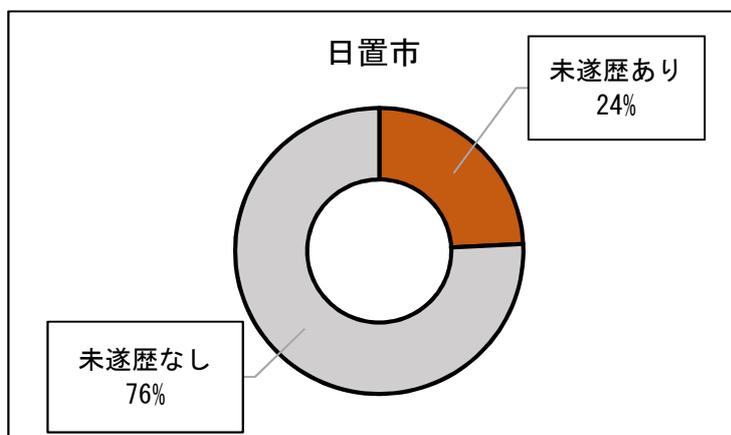
男性では60歳以上の自殺者割合が高く、特に無職・独居の方の自殺割合が高い状況です。次いで、40歳～59歳の無職・同居の方の自殺者割合が高くなっています。

女性でも60歳以上の自殺者割合が高くなっています。同居・独居別では特に差はみられないものの、独居者の自殺者割合が全国より高くなっています。

(4) 自殺未遂の状況（平成29年～令和3年）

自殺者の自殺未遂歴の有無をみると、全体の約2割が自殺未遂歴ありとなっています。

図6 自殺未遂歴の有無

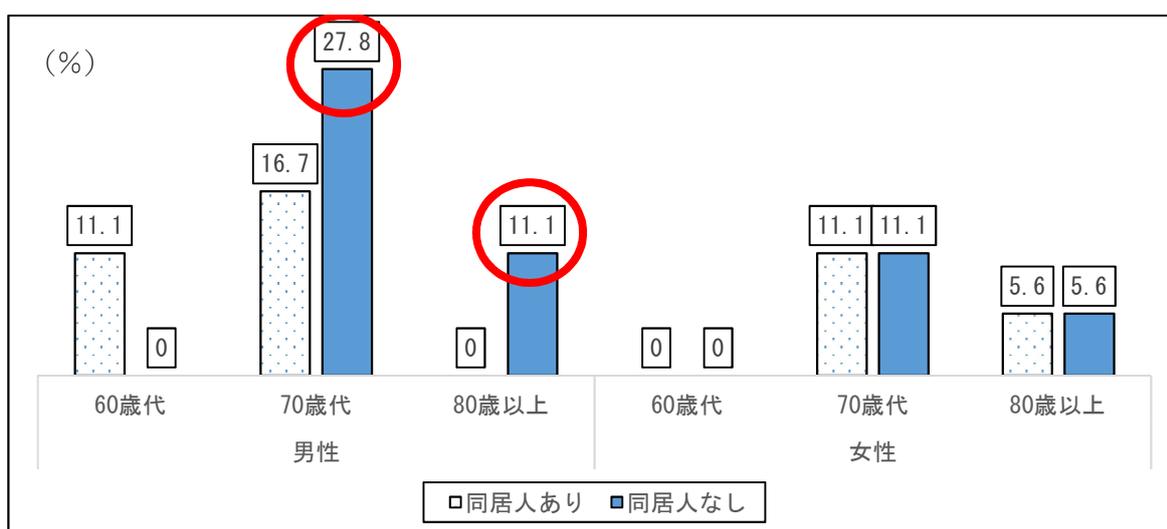


【出典】地域自殺実態プロファイル2022（いのち支える自殺対策推進センター）

(5) 高齢者の自殺（同居人の有無別）（平成29年～令和3年）

高齢者に関し、同居人の有無別に自殺死亡率を見ると、男女ともに70歳以降で同居人「なし」の方の自殺死亡率が高くなっています。全国と比較すると特に男性の同居人「なし」の方の自殺者の割合が高くなっています。

図7 高齢者の自殺者における同居人の有無（日置市）



【出典】地域自殺実態プロファイル2022（いのち支える自殺対策推進センター）

(6) 本市における自殺者の特徴（平成29年～令和3年）

いのち支える自殺対策推進センターが地域の自殺の実態を詳細に分析した「地域自殺実態プロフィール2022」において平成29年から令和3年までの5年間の本市における自殺者の特徴が示されました。

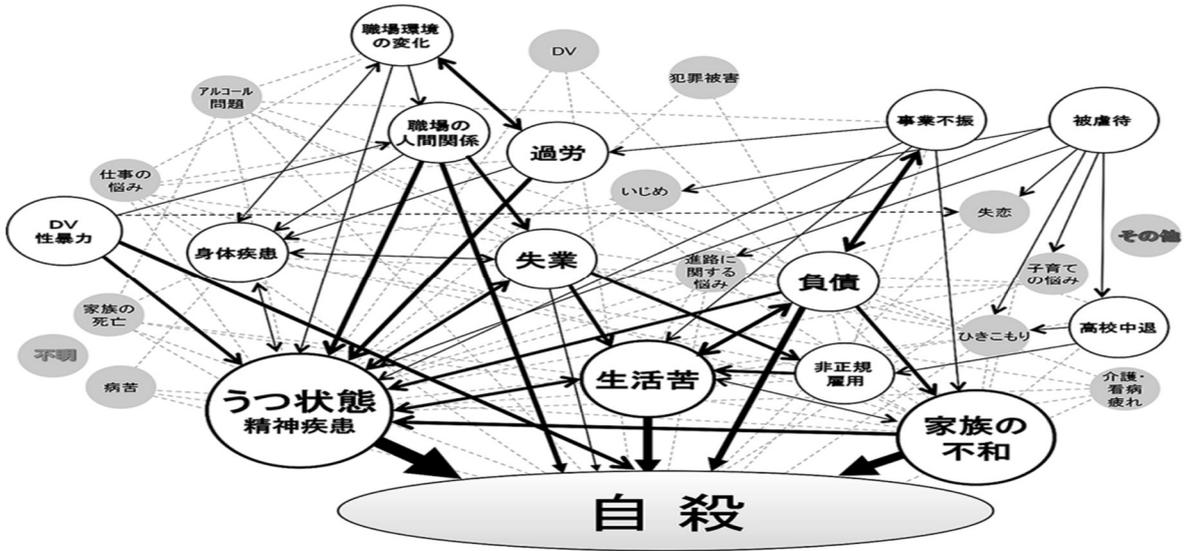
表2 地域の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、H29～R3合計））

上位5区分※ ¹		自殺者 (5年計)	割合	自殺 死亡率※ ² (10万対)	背景にある主な自殺の 危機経路(例)※ ³
1位	男性 60歳以上 無職 独居	7	21.2%	150.2	失業(退職)+死別・ 離別→うつ状態→将来 生活への悲観→自殺
2位	男性 40～59歳 無職 同居	5	15.2%	284.2	失業→生活苦→借金+ 家族間の不和→うつ状 態→自殺
3位	男性 60歳以上 無職 同居	5	15.2%	25.1	失業(退職)→生活苦 +介護の悩み(疲れ)+ 身体疾患→自殺
4位	女性 60歳以上 無職 独居	3	9.1%	27.4	死別・離別+身体疾患 →病苦→うつ状態→自 殺
5位	男性 40～59歳 有職 同居	3	9.1%	14.4	配置転換→過労→職場 の人間関係の悩み+仕 事の失敗→うつ状態→ 自殺

【出典】地域自殺実態プロフィール2022（いのち支える自殺対策推進センター）

- ※1 順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とします。
- ※2 自殺率の母数（人口）は令和2年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しました。
- ※3 「背景にある主な自殺の危機経路：図6参照」は自殺実態白書（ライフリンク）を参考にしました。

図8 「背景にある主な自殺の危機経路」



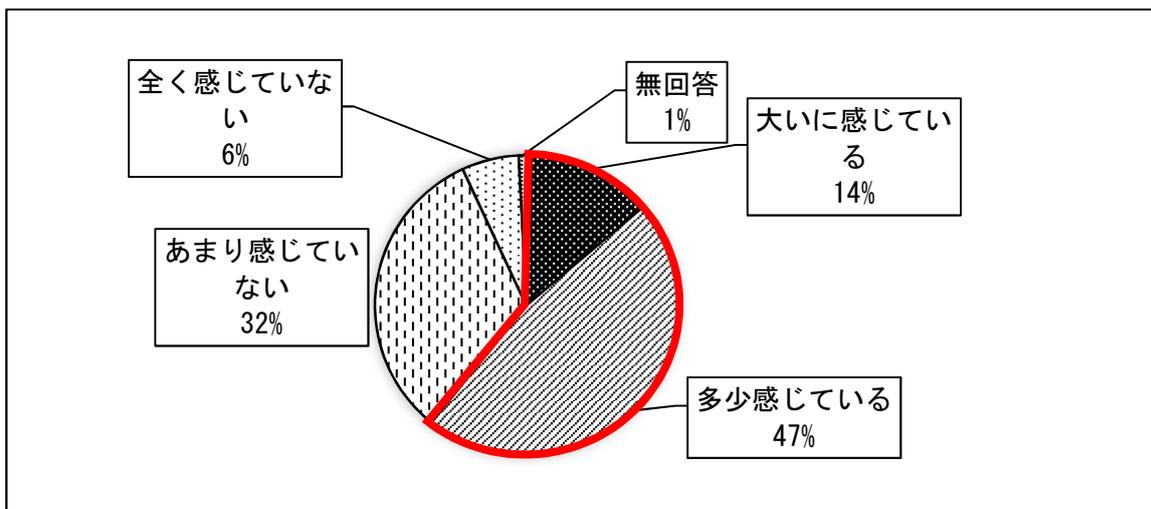
3 健康実態調査の結果

本市が平成 28 年度に策定した「第 2 次日置市『元気な市民づくり運動』推進計画」の中間評価結果（令和 3 年度に実施）の中から、心の健康に関する調査結果をもとに分析しました。

(1) 約 6 割の人は最近 2 週間以上ストレスを感じている

約 6 割の方が最近 2 週間以上にわたってストレスを「大いに感じている」「多少感じている」と答えています。

図9 最近 2 週間以上ストレスを感じた経験



(2) 自殺を考えたことのある人が約1割

自殺を考えたことのある人は、「ある」「たまにある」と答えた人が合わせて8%であり前回調査時より4%減少していますが、全体の約1割は自殺を考えたことがある状況です。また、自殺を考えたことが「ある」「たまにある」と回答した人の割合を性・年代別に見ると、前回調査時と比較してほぼすべての年代で減少していますが、20代男性及び30歳代女性で自殺を考えたことが「ある」と回答した人の割合が増加しています（図9・図10）。

図10 自殺を考えたことのある人の割合

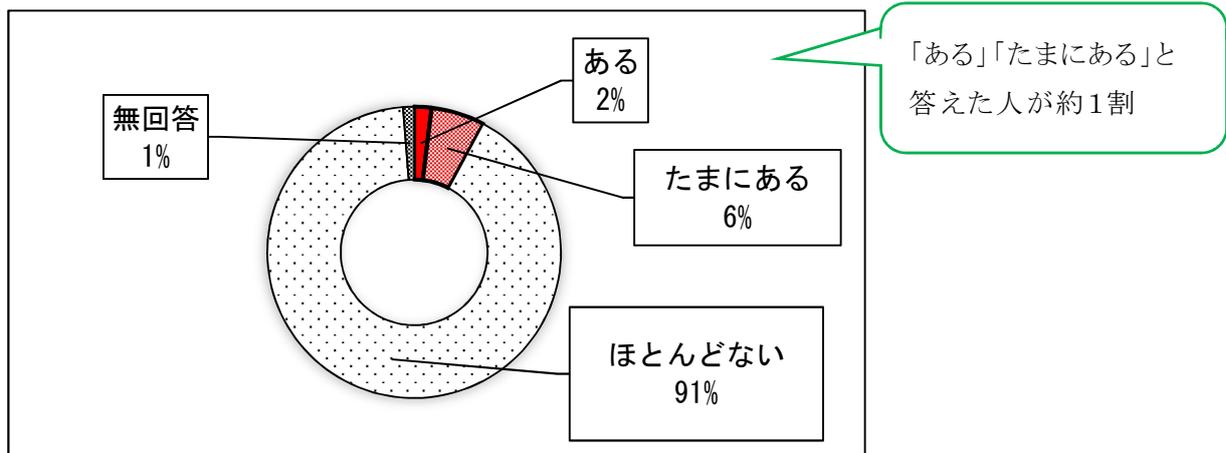


図11 自殺を考えたことがある人の割合：前回調査時との比較（男性・年代別）

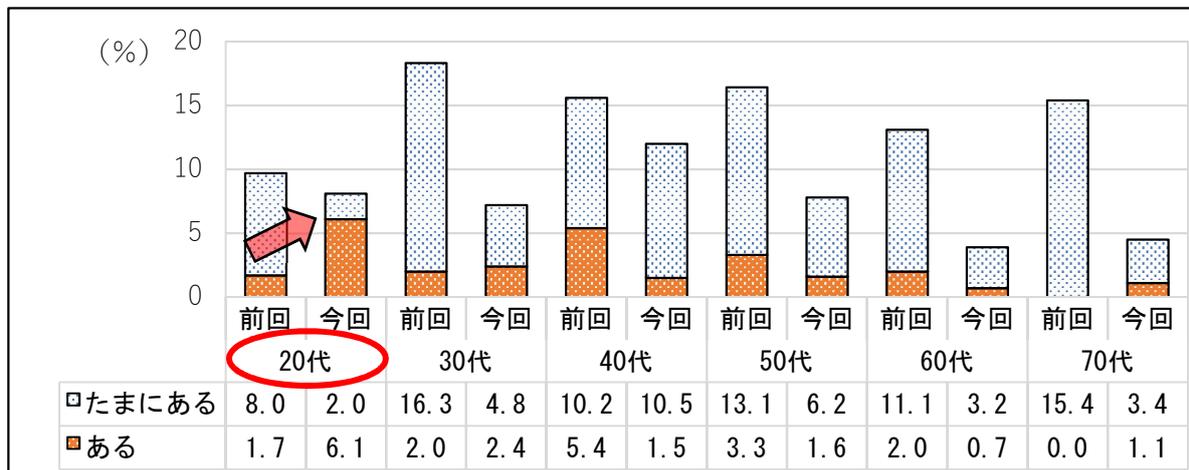
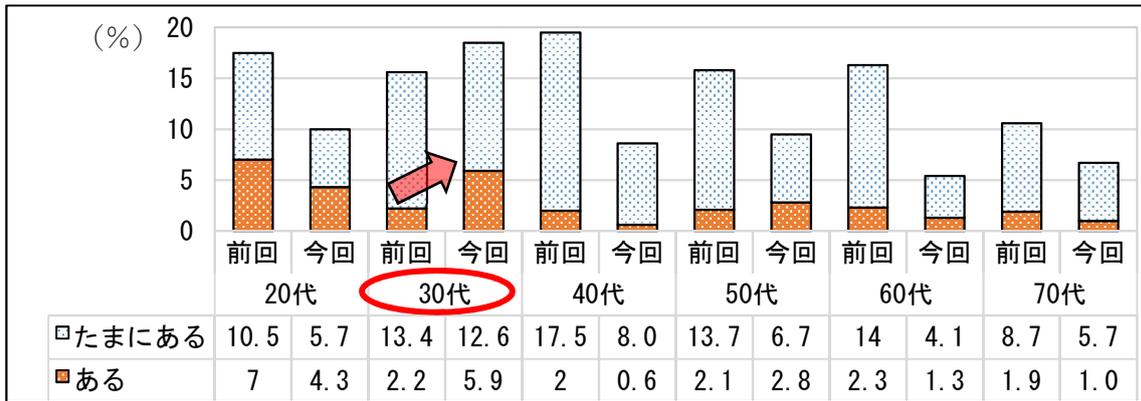


図 12 自殺を考えたことがある人の割合：前回調査時との比較（女性・年代別）



(3) ストレスに気づくことが出来ない人の割合が約 1 割

全体の 1 割が自身のストレスに気づくことが出来ないと回答しています (図 11)。

年代別にみると、「ストレスに気づくことが出来ない」割合は、30 歳代を除くすべての年代において男性の方が高く、特に 20 歳代男性においては顕著に高くなっており、約 3 人に 1 人の割合で「自身のストレスに気づくことが出来ない」と回答しています。

図 13 自身のストレスに気づくことが出来るか

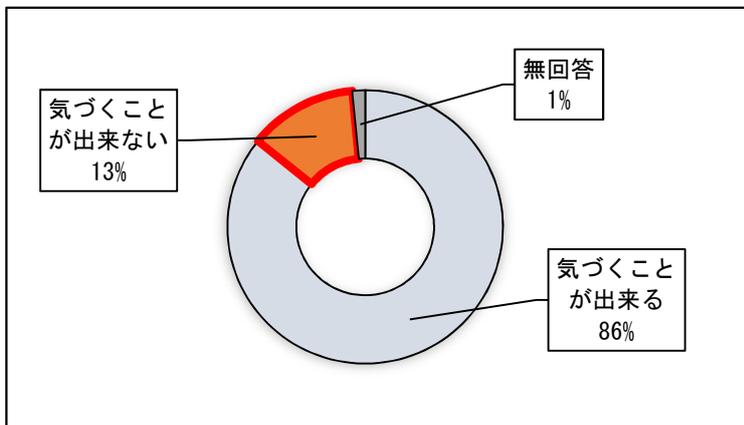
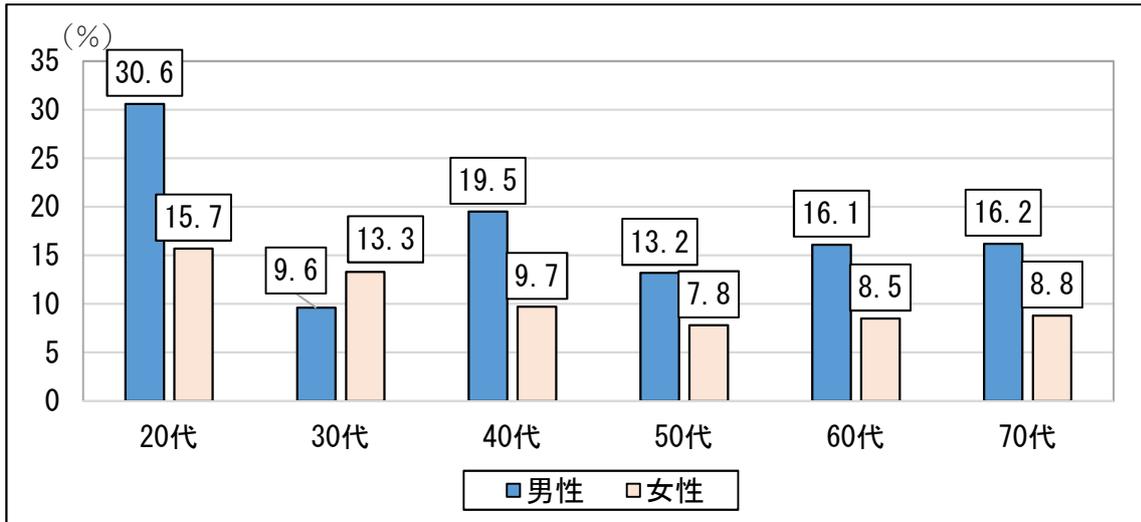


図 14 ストレスに気づくことが出来ない人の割合



(4) ストレス解消のための行動が出来ていない人の割合が約 8 割

ストレス解消のための行動を「していない」「したいと思うが出来ていない」と回答した方の割合は 42%であり、前回調査結果と比較して、ストレス解消のための行動が出来ていない人の割合が増加していることがわかります（前回調査結果：「していない」回答者割合 35%）。

特に 30 歳代～50 歳代の男性がストレス解消のための行動が出来ていない割合が高くなっています。

図 15 ストレス解消のための行動ができているか

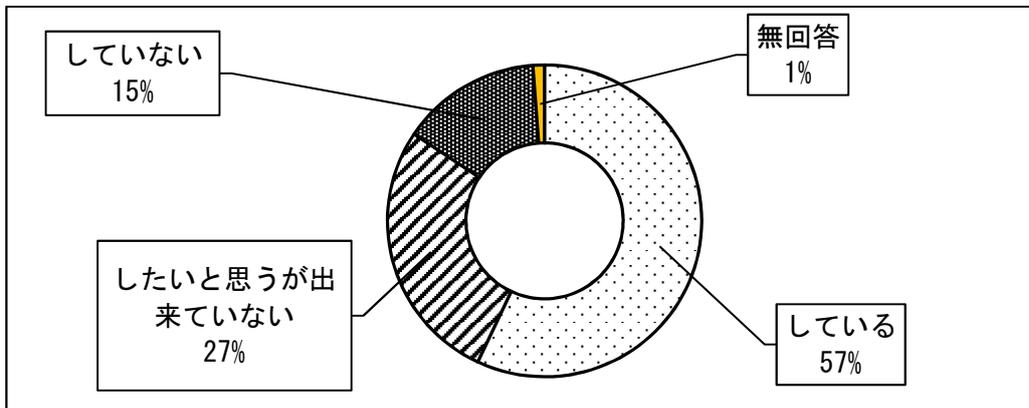
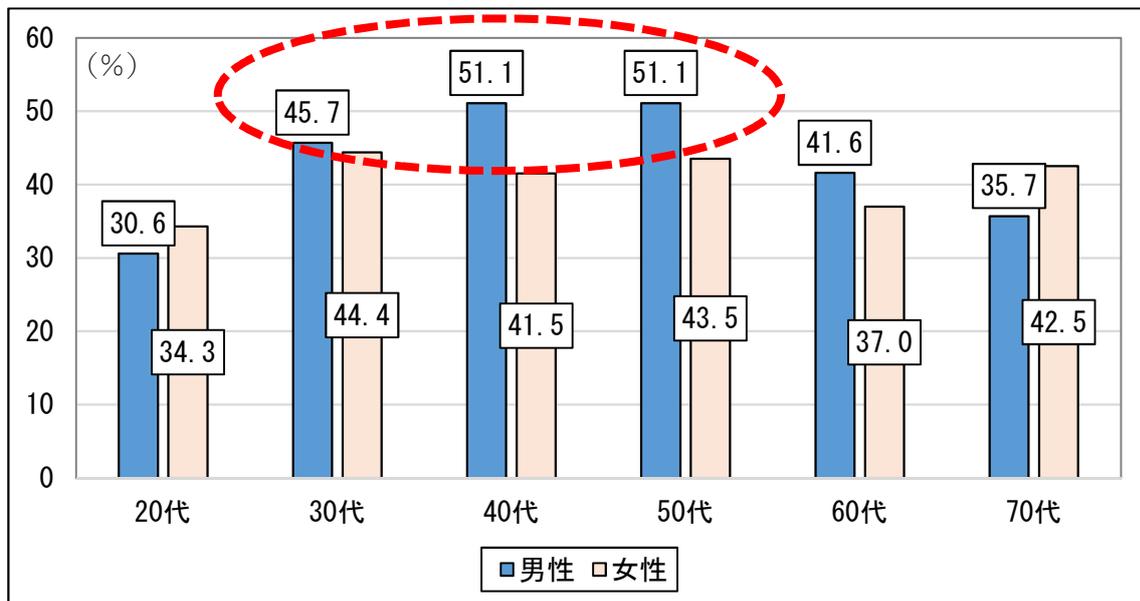


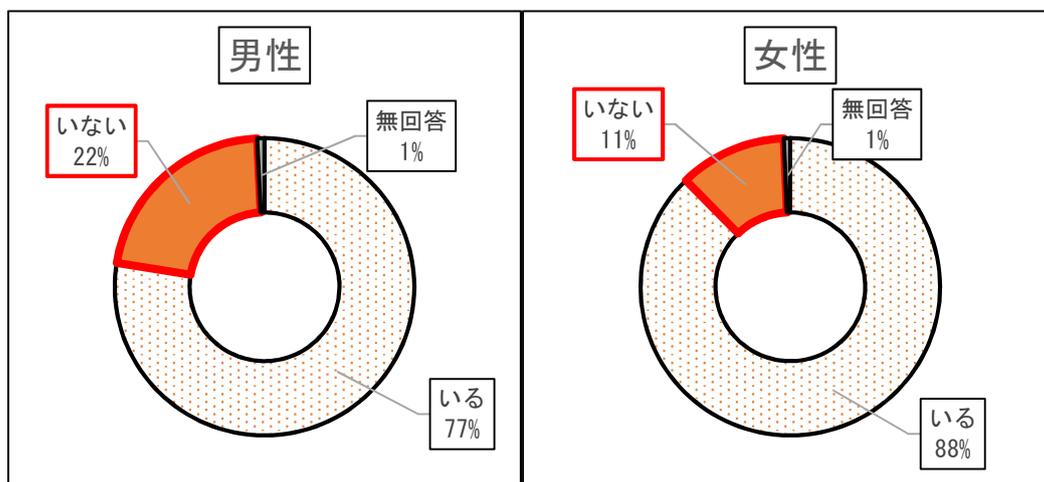
図 16 ストレス解消のための行動をしていない人の割合
(していない+したいと思うが出来ていない人)



(5) 男性では2割、女性では1割の方が「相談相手がない」と回答

「相談相手がない」と答えた割合について、男性の方が女性に比べて2倍近く高くなっています(図15)。

図 17 相談相手の有無(男女別)



(6) 40歳代～50歳代の男性、30歳代～50歳代の女性において休養が十分に取れていない割合が高い

休養がとれているか、という問いに対して男女別にみると「毎日十分に取れている」と回答した割合は女性の方が男性より低くなっています(図16)。

また、年代別に見ると40歳代～50歳代の男性、30歳代～50歳代の女性において、「休養がとれていない」「休養が十分とれないうちに次の週に入っている」と答えた方の割合が高く、仕事や家庭での役割が大きい世代の方の休養が十分に取れていない状況があることがうかがえます(図17)。

図18 休養が取れているか(男女別)

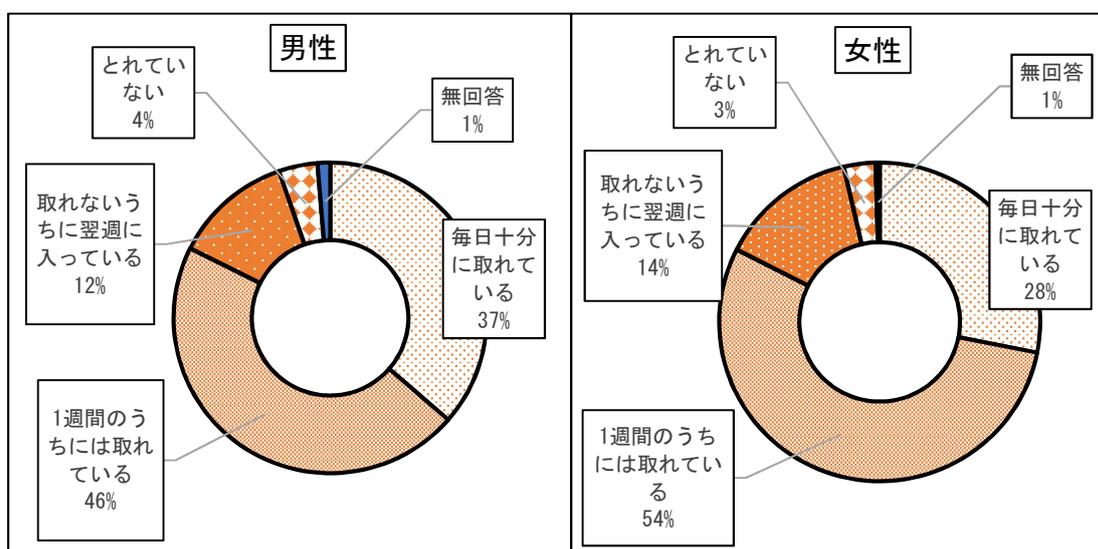
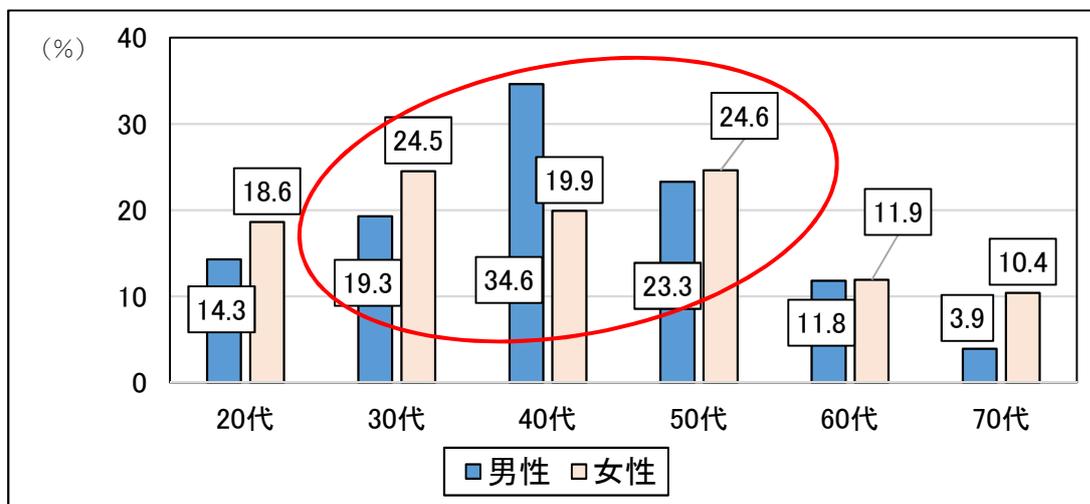


図19 「普段休養が取れていない」「休養が十分とれていないうちに次の週に入っている」と回答した人の割合



(7) 睡眠不足を感じている割合は男性より女性の割合が高く、年代別では40歳代の男性、50歳代の女性が十分な睡眠をとれていない割合が高い

十分な睡眠がとれているか、との質問に対し、「やや不十分」「取れていない」と回答した割合が男性では約2割であったのに対し、女性では約4割と男性に比べて2倍近くの女性が十分な睡眠をとることが出来ていない、と回答しています(図18)。

また、年代別に見ると50歳代の女性の睡眠不足を感じている割合が顕著に高く、これは3人に1人以上の人が十分な睡眠をとれていない状況です(図19)。

図20 十分な睡眠がとれているか

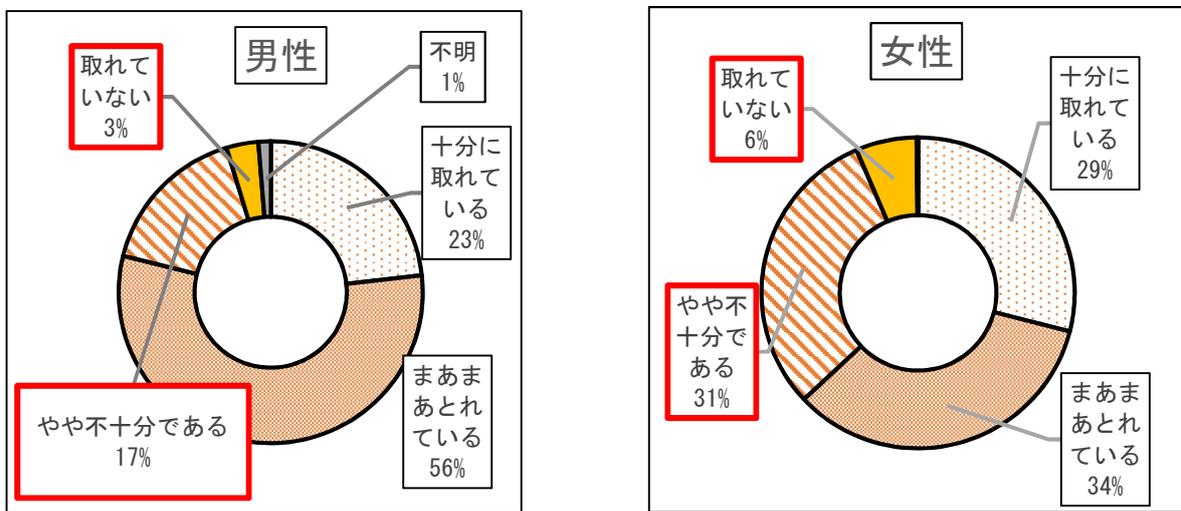
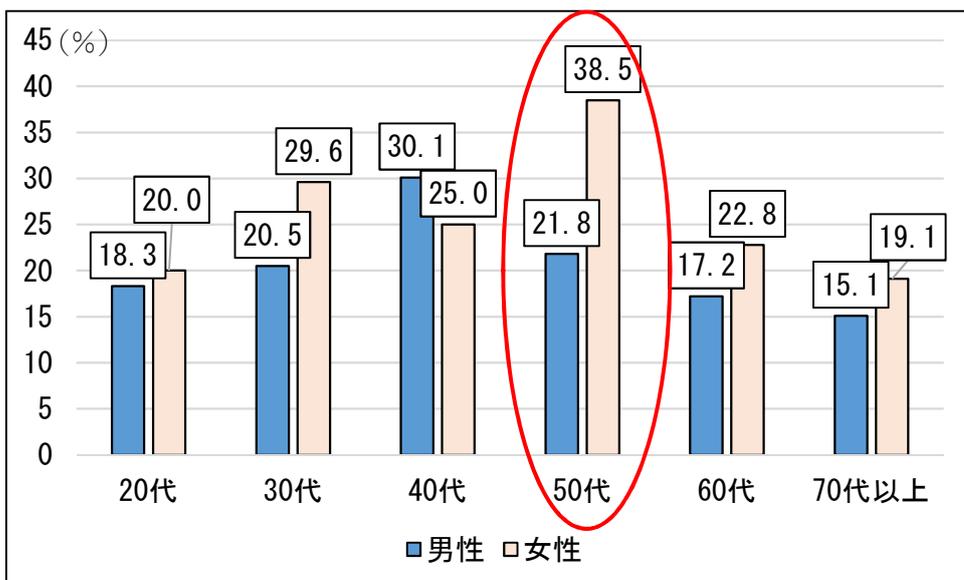


図21 満足な睡眠がとれていない人の割合



(8) 睡眠確保のために睡眠剤やアルコールを使用する人は、男性で多く見られる

睡眠を確保するために睡眠剤を「時々使う」「常に使う」と回答した方の割合は男女ともに年齢が上がるにつれて高くなっています。睡眠補助剤に関しては男性より女性の方が使用する割合が高くなっています。特に女性は20歳代を除くすべての年代で男性より使用している人の割合が高く、50歳代以降で顕著に増加しています。

また、睡眠確保のためにアルコールを「時々使う」「常に使う」と回答した方の割合は、全ての年代において女性より男性の方が高い割合となっています。特に、働き盛り世代の40歳代以降では約3割の男性が睡眠確保のためにアルコールを使用していることがわかります。

図 22 睡眠補助剤を使用する割合（時々使う+毎日使う）

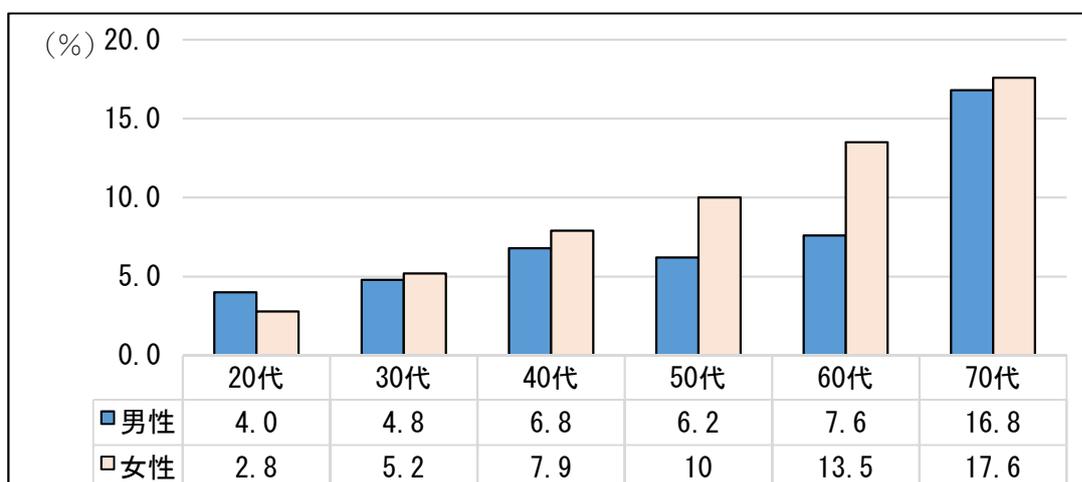
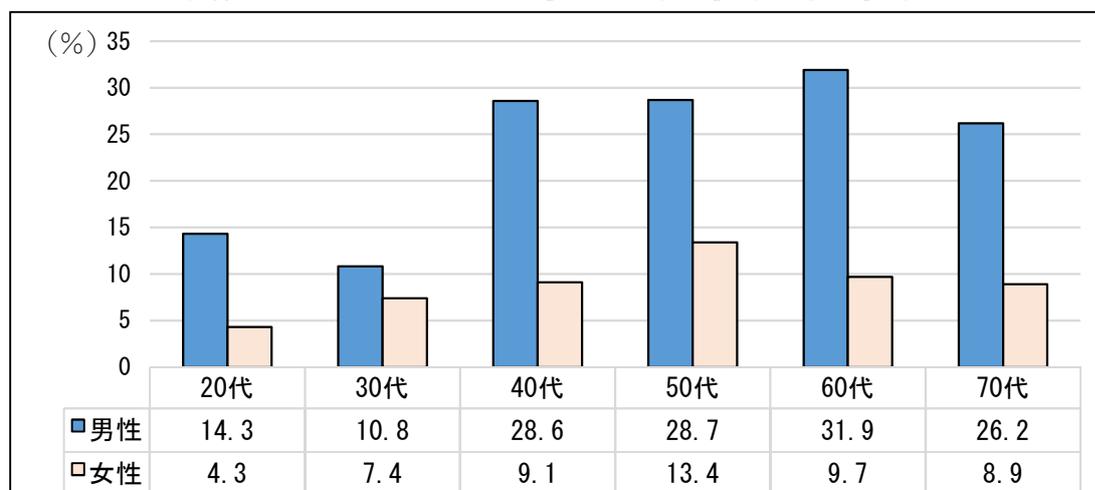


図 23 睡眠確保のためのアルコール使用（時々使う+毎日使う）



(9) ゲートキーパーの言葉も意味も知っている人の割合は約1割

ゲートキーパーの「言葉も意味も知っている」と回答した方の割合は全体で1割となっています。

年代別、男女別で見ると、男性では「ゲートキーパーの意味も言葉も知っている」と答えた人の割合がすべての年代で1割程度でした。

女性では20歳代、30歳代における認知度が低い割合となっています。

ゲートキーパーとは

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることが出来る人のことで、いわば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

図 24 ゲートキーパー認知度

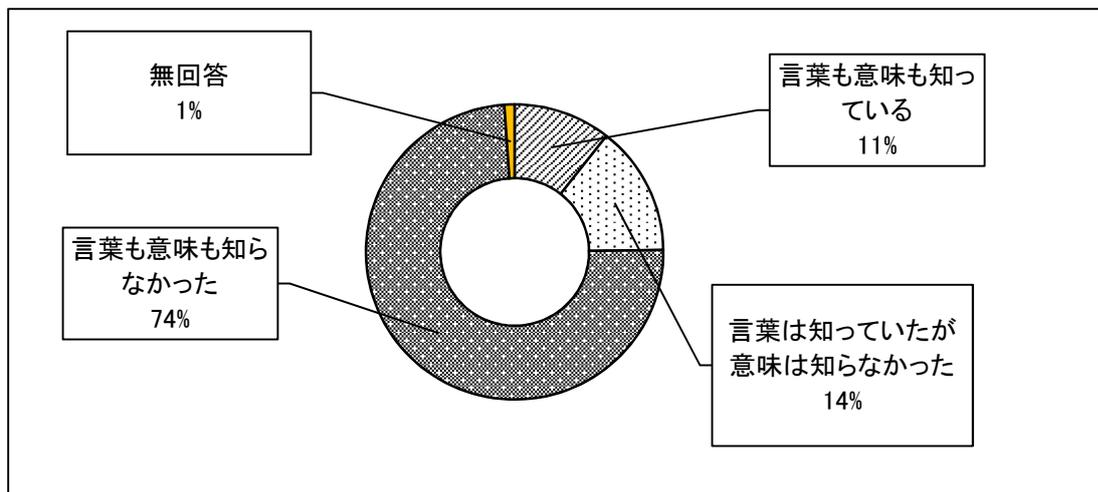
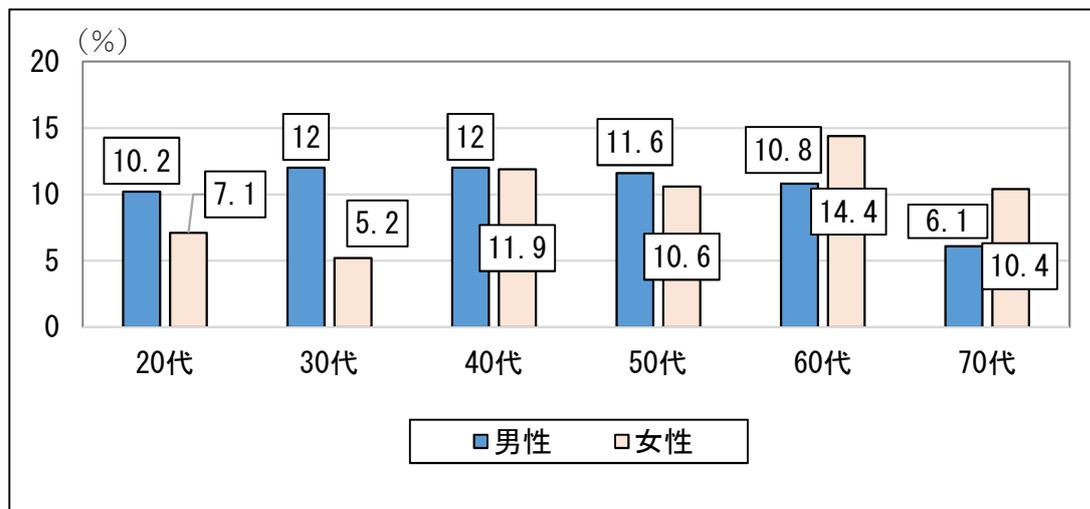


図 25 ゲートキーパーの意味も言葉も知っていると回答した人の割合



4 高齢者実態調査の結果（令和4年度実施）

令和4年に実施した高齢者実態調査にて「生きがいをあまり感じていない」「全く感じていない」と回答した方の割合は18%でした。男女別にみると生きがいをあまり感じていない、全く感じていないと回答した方は女性よりやや男性が高い値になっています。

図 26 生きがいをどの程度感じているか

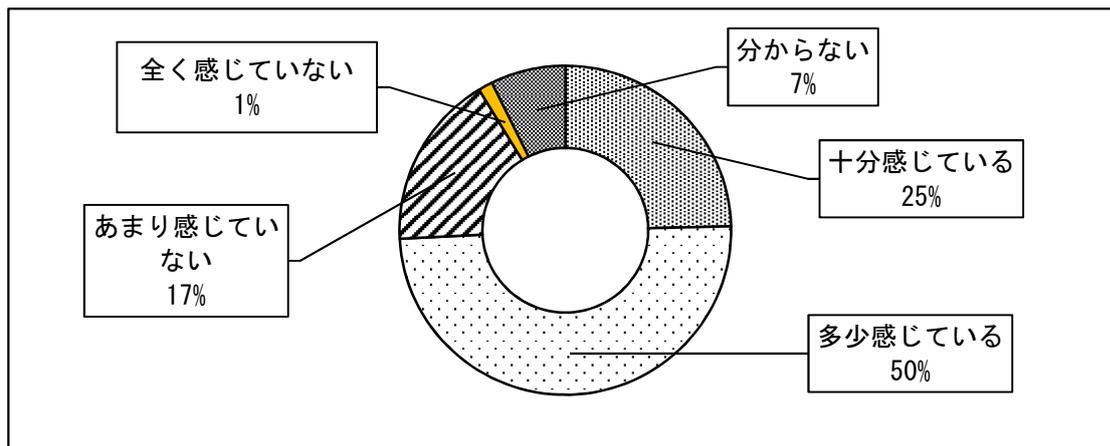
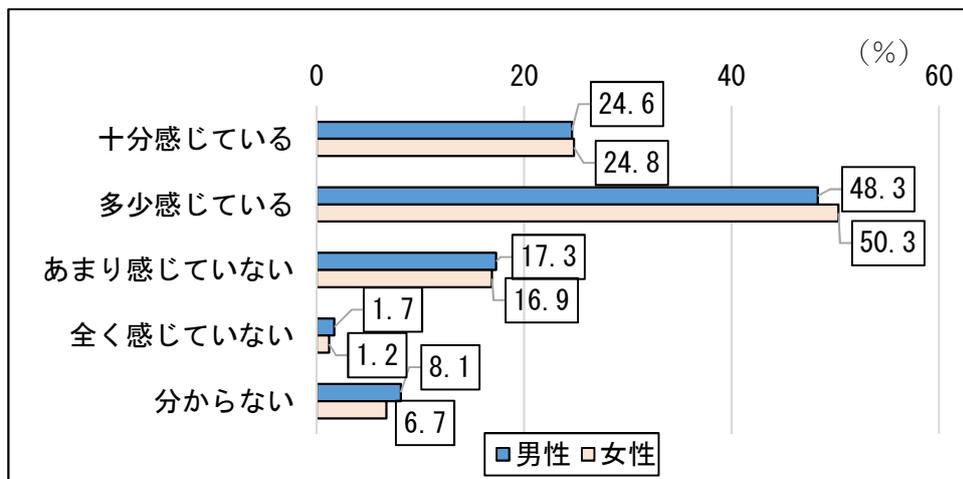


図 27 生きがいをどの程度感じているか（男女別）



5 SOSの出し方教育実施後アンケートから（令和2年度～令和4年度アンケート集計結果）

令和2年度から市内の中学1年生を対象に実施している、「SOSの出し方教育」の授業終了後のアンケートにおいて、「自分のことが嫌い」「とても嫌い」と答えた生徒の割合は約10%みられ、前計画時と比較すると、やや増加しています。

また、自分のことが大切だと思いますかとの問いに対し、「大切だと思う」と回答した生徒の割合は約65%で前計画時より約10%低下していることから、

生徒自身の自尊感情が低くなっている状況がうかがえます。

また、「困った時に相談できる相手はいますか」という問いに対し、「いない」と答えた生徒の割合は 4.3%。相談する相手としては「友達」が最多で次いで「親」、「先生」、「きょうだい」の順で多くなっています。

図 28 自分のことが好きですか（前計画時との比較）

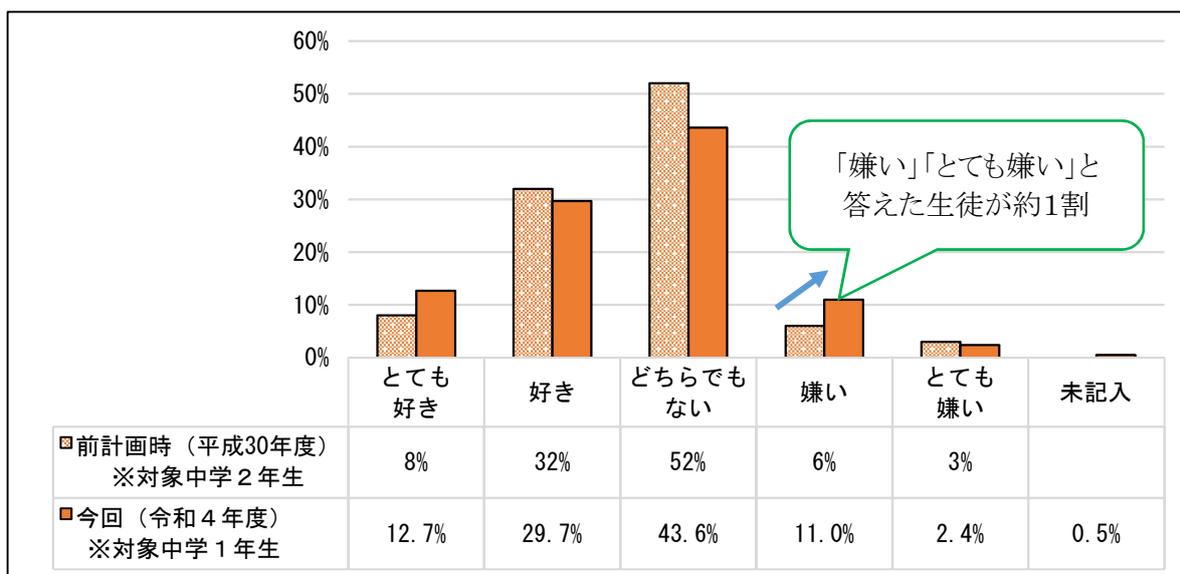
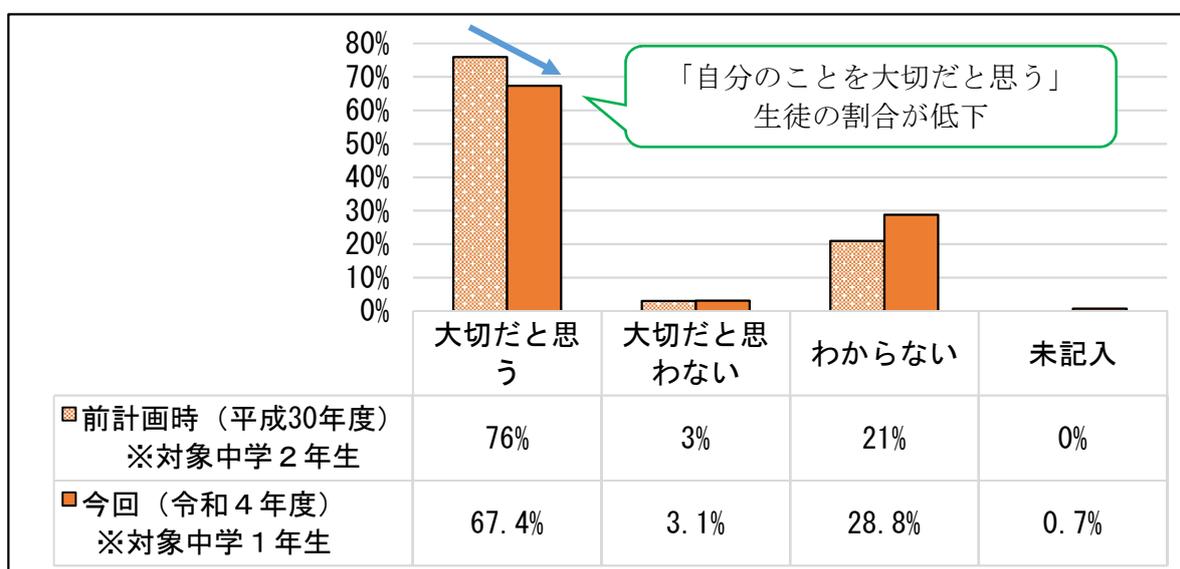
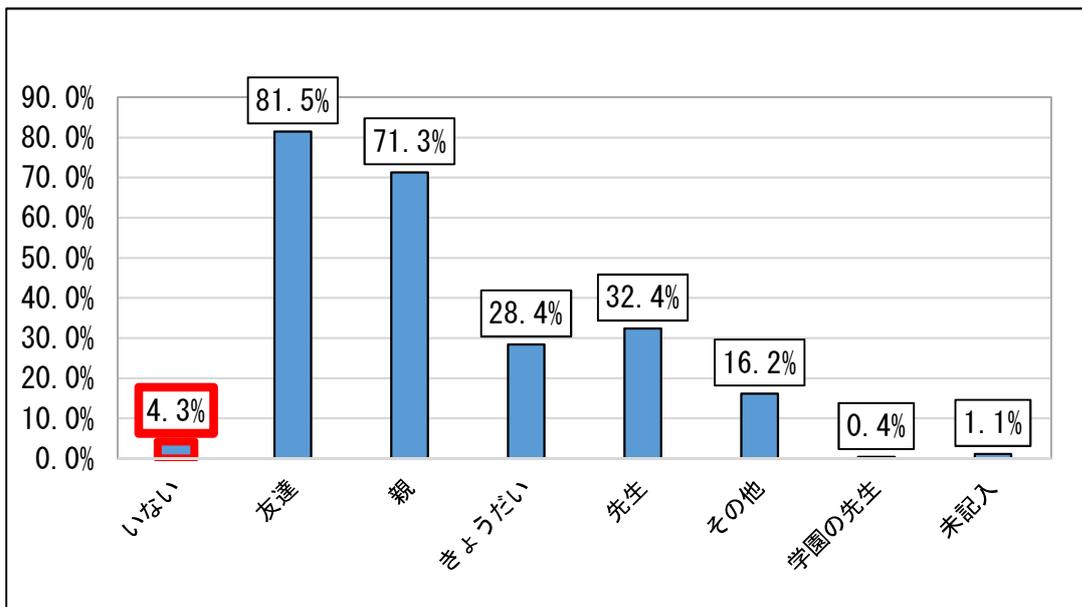


図 29 自分のことを大切だと思えますか（前計画時との比較）



注）図 28、29 データについて、前回計画時（平成 30 年度）は SOS の出し方教育を実施していなかったため、中学 2 年生を対象に実施している「命ふれあい教室」実施後のアンケートと比較しています。

図 30 困った時に相談できる相手がありますか



第3章 これまでの取組と評価

本市は平成31年3月に前計画を策定し、自殺対策の視点を持ってそれぞれの計画内容を実施できたか、実施状況や担当者の評価を毎年度各担当課へ確認・評価し庁内全体で共有を図ってきました。また庁内連携会議を開催し事業を行う中での課題や必要な取り組みについて協議、共有を行ってきました。

各担当課が行った5年間（平成31（令和元年）度～令和4年度）の事業評価を表3に示します。基本施策、重点施策共に「当初の予定どおり実施できた」「おおむね実施できた」と評価している割合が9割以上となっています。

また、第1期計画策定時に定めた評価指標と5年間の達成度を表4に示します。おおむね、各施策分野における目標値を達成していますが、「人材育成」における職員のゲートキーパー養成講座受講率、「生きることの促進要因」における「筋ちゃん広場」の実施自治会数が目標値に達することが出来なかった状況です。

自殺死亡率は計画策定時（2018（H30）年）の18.3に対して2021（R4）年は12.64で約30%減少しており、また、2015（H27）年比では約40%減少していることから、これまでの取組に一定の効果があったといえます（図29）。しかしながら、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより人々の日常生活や社会活動が大きく制限され、それ以降も人々のメンタルヘルスに大きな影響を与えました。特に、社会的基盤の弱い、子どもや若者、女性などへの影響は大きく、ここ数年この階層における自殺率は改善していない状況であるため、今後さらに女性や子ども、若者に特化した取組、対策が必要です。

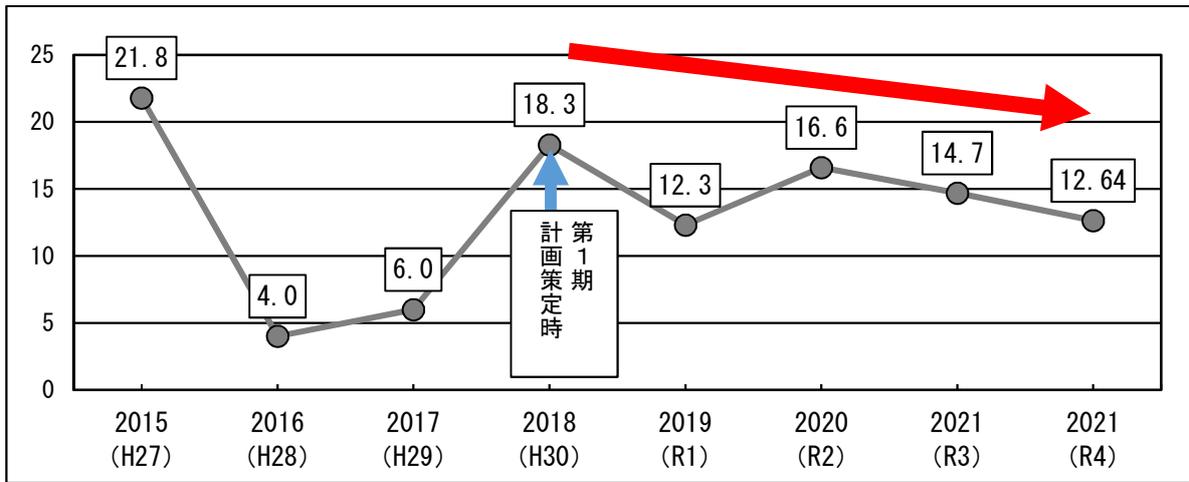
表3

平成31年（令和元年）度～令和4年度の5年間の総評					
	事業数	<u>当初の予定通り</u> <u>実施できた</u>	<u>概ね</u> <u>実施できた</u>	実施は 不十分だった	実施 できなかった
基本施策	42事業	60%	31%	4%	5%
重点施策	30事業	67%	30%	3%	0%

表 4

主な 施策分野	指標の内容	目標値等	達成度 (令和5年 10月末時 点)
ネットワーク の強化	日置市いのち支える自殺対 策庁内連絡会議	年1回	達成
	日置市いのち支える自殺対 策推進協議会	年1回	達成
人材の育成	民生委員・児童委員・保健 推進員・母子保健推進員・ 保育士・介護支援専門員等 へのゲートキーパー研修	2023年度 までに各1回	達成
	市職員のゲートキーパー研 修	2023年度まで に全職員	未達成 受講率 (75.4%)
啓発と周知	こころの健康づくり講演会	年1回	達成
	市広報での啓発	年1回	達成
生きること の促進要因 への支援	未遂者への相談窓口カード の配布	2019年度まで に実施	達成
	こころの相談会実施数	年4回以上	達成
	「筋ちゃん広場」の実施自 治会数	2023年度まで に全自治会の 80%	未達成 176自治会 中120自治 会実施中 (約 68.2%)
SOSの出 し方教育	SOSの出し方教育実施学 校数	2023年度まで に全中学校	達成

【図 29】 自殺死亡率の推移（自殺統計（自殺日、住居地））



第4章 自殺対策の基本方針

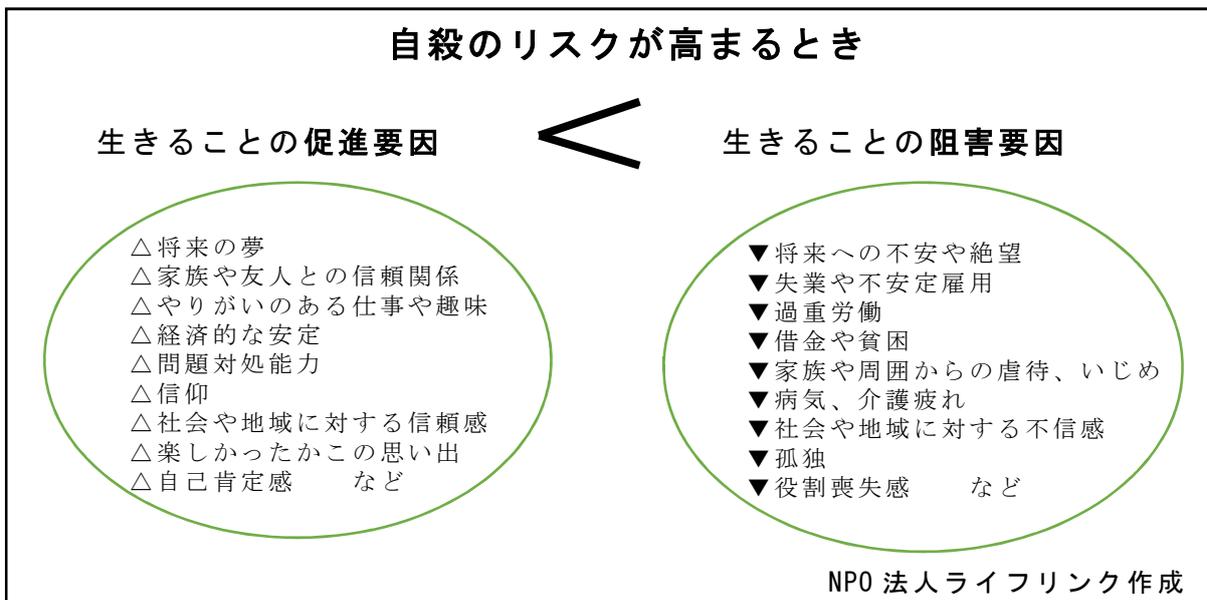
令和4年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ、市では次の6項目を自殺対策における基本方針として、本計画の推進を図ります。

- 1 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進する
- 2 関連機関の施策との有機的連携による総合的な取り組みを推進する
- 3 対応のレベルと段階に応じた、さまざまな施策を効果的に連動させる
- 4 自殺対策における実践的な取り組みと啓発を両輪で推進する
- 5 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む
- 6 自殺者等の名誉及び平穏に配慮する (自殺総合対策大綱より)

1 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きる」ことの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺のリスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加え、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方法で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった取り組みをはじめ、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取り組みを総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。



2 関連機関の施策との有機的連携による総合的な取り組みを推進する

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。そのためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等の分野においても同様に様々な関係者や組織が連携して取り組みを展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々それぞれが自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

また、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携や、救急や精神科をはじめとする医療、保健、福祉などの関連施策における取組との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で適切な支援を受けられる地域社会づくりを進めていくことが重要です。

3 対応のレベルと段階に応じた、さまざまな施策を効果的に連動させる

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個々人の問題解決に取り組む「対人支援のレベル」、支援者や問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行う「地域連携のレベル」、法律、大綱、計画などの枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスクの低下につながりうる、効果的な対策を講じるためには、それぞれのレベルにおける取り組みを強力かつ総合的に推進していくことが重要です。

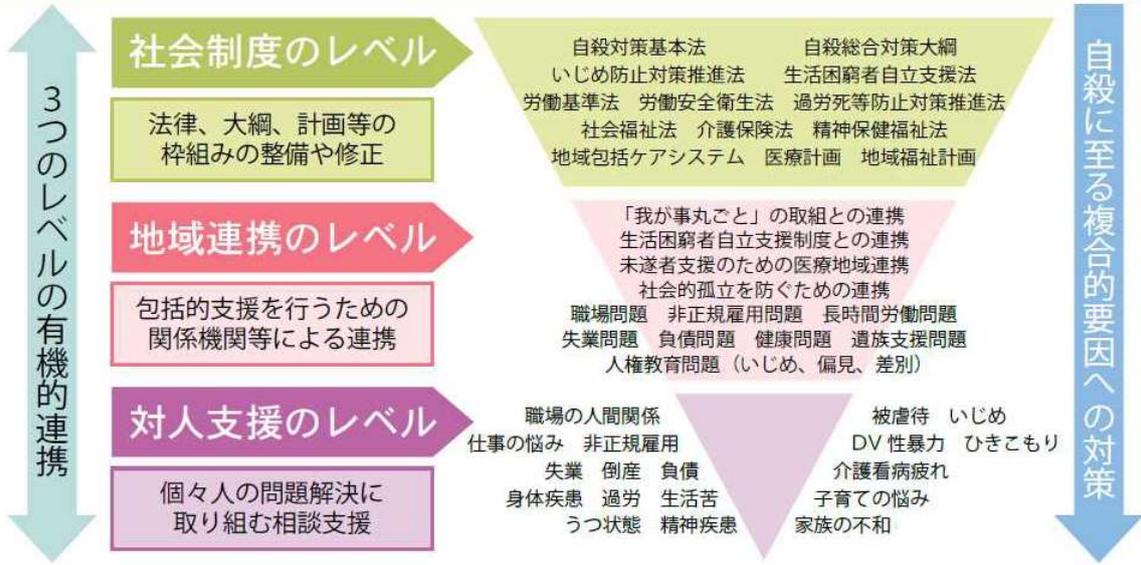
また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における正しい知識の啓発等の「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合における「事後対応」の3つの段階があり、それぞれの段階に対応した施策が必要です。

さらには、「事前対応よりもさらに前段階での取り組み」として、学校において命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めれば良いかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときに助けを求めても良いということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を推進していくことが必要です。

三階層自殺対策連動モデル (TISモデル)

(Three-Level Model of Interconnecting Suicide Countermeasures)

TISモデル → 社会制度、地域連携、対人支援の3つのレベルの有機的連動による、総合的な自殺対策の推進



4 自殺対策における実践的な取り組みと啓発を両輪で推進する

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。危機に陥った時には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行う必要があります。また、すべての市民が身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動に取り組んでいくことが重要です。

5 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない、居心地のよい日置市」を実現するためには、国、県、市、近隣市町、関係団体、民間団体、企業、市民のひとりひとりと連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。そのためには、それぞれが果たす役割を明確化し、その情報を共有しながら相互の連携、協働の体制を構築することが重要です。

6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、不当に侵害することのないようにしなければなりません。市、支援機関、民間団体等、自殺対策に関わる全ての人がこのことを認識して自殺対策に取り組む必要があります。

第5章 いのち支える自殺対策における取組

市の自殺をめぐる現状を踏まえ、かつ令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱に基づき「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、本市では6つの基本施策と4つの重点施策に沿って各事業に取り組んでいきます。

なお、基本施策及び重点施策に掲載されている事業は、いのち支える自殺対策に資する事業の一部を記載しています。その他の事業については、資料編の「いのち支える自殺対策事業一覧」に掲載しています。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」

基本施策

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 住民への啓発と周知
- (4) 自殺未遂者等への支援の充実
- (5) 自死遺族等への支援の充実
- (6) 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策

- (1) 高齢者の自殺対策の推進
- (2) 生活困窮者・無職者・失業者への自殺対策の推進
- (3) 子ども・若者の自殺対策の推進
- (4) 女性の自殺対策の推進

1 基本施策

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤の取組のことを意味します。今回の改定に伴い「自殺未遂者等への支援の充実」「自死遺族等への支援の充実」を追加しました。



(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、経済・生活問題、家庭問題、健康問題等の様々な要因が複雑に関係しているものであり、それらの要因に適切に対応するためには、国、地方公共団体、関係団体、企業、市民等が連携、協働して自殺対策を総合的に推進していくことが必要です。

自殺対策が最大限その効果を発揮し「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて、関係機関等と連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

① 庁内におけるネットワークの強化

【事業名】 事業内容	担当課
【日置市いのち支える自殺対策推進本部】 庁内横断的な体制を整え、市の自殺対策の様々な施策について、全庁的に総合的かつ効果的に推進することを目的に、副市長を本部長とした「日置市いのち支える自殺対策推進本部」を設置します。	健康保険課
【日置市いのち支える自殺対策庁内連絡会】 庁内関係部署で構成する自殺対策庁内連絡会において、本市の課題や情報等の共有化を図り、総合的な自殺対策を推進します。	健康保険課

② 地域におけるネットワークの強化

【事業名】 事業内容	担当課
【日置市いのち支える自殺対策推進協議会】 行政や関係機関、民間団体等の代表者で構成する協議会を設置し、相互の密接な連携を確保し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。	健康保険課

<p>【日置市健康づくり推進協議会】 関係機関や企業、市民代表等で構成する日置市健康づくり推進協議会において、関係機関等との連携を強化し、社会全体での取組を推進していきます。</p>	健康保険課
<p>【日置市自治会活動研修会】 【地区公民館長・支援員会】 自殺対策やメンタルヘルスの視点を加えた講演や話し合い活動、市のからの情報提供の活用により、地域の課題として自殺対策に取り組みます。</p>	地域づくり課
<p>【子ども・子育て支援会議】 子育て支援を行う関係者や団体同士が連携を深めていくことで、地域の関係者が子どもたちからの SOS を受け止め、必要な支援を提供するための基盤の整備を行います。</p>	こども未来課
<p>【自立支援協議会】 医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークを通じ、自殺対策の推進を図ります。</p>	福祉課
<p>【地域ケア会議】 多職種協働により高齢者が抱える個別的課題や地域課題の検討を行ない、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等の推進を図ります。</p>	介護保険課
<p>【いじめ防止対策連絡協議会】 いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止対策連絡協議会を設置し必要な事項を定め、いじめを主な原因とする自殺リスクの早期発見、早期対応、再発予防を図るとともに各関係機関との連携強化を図ります。</p>	学校教育課
<p>【社会福祉調査員活動事業】 民生委員・児童委員による地域の相談・支援等を実施し、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関に繋がります。</p>	福祉課



(2) 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、ゲートキーパーの養成等必要な研修の機会の確保を図ります。

① 様々な職種を対象とする研修

【事業名】 事業内容	担当課
【ゲートキーパー養成講座（市職員）】 窓口業務や各種相談等の機会に早期に自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応、支援につなげることができるよう、また、全庁的に自殺に対する認識と危機感を共有するため、全職員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	健康保険課
【ハラスメント研修（市職員）】 ハラスメントに対する理解を深め、働きやすい職場環境をつくることで、メンタル不調へつながるリスクの軽減を図ります。	総務課
【ゲートキーパー養成講座（関係団体）】 保育士や介護支援専門員、事業所等を対象にゲートキーパー養成講座を実施し、自殺リスクを早期に発見し、他の機関等へつなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるゲートキーパーを養成していきます。	健康保険課 福祉課 介護保険課

② 市民を対象とする研修

【事業名】 事業内容	担当課
【ゲートキーパー養成講座】 日頃から地域住民への見守り活動等を担っている方や健康づくり推進員、地域ボランティア等に講座を実施し、自殺対策に対する理解を深め、地域で気づき、つなぎ、見守りができるようゲートキーパーを養成していきます。	健康保険課



(3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行っていきます。また、自分の周りにもかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという意識が共有されるよう、広報活動等により啓発を行います。

① リーフレット・啓発グッズの作成と周知

【事業名】 事業内容	担当課
【チラシ・ポスター設置】 庁内窓口や地区公民館等にチラシ・ポスターを設置し、自殺予防に関することや相談機関等について周知していきます。	健康保険課 地域づくり課
【リーフレット配布】 市内の中学2年生を対象に実施している「命ふれあい教室」や成人式においてリーフレットを配布し、自殺予防に関することや相談機関等について周知を図ります。	健康保険課 社会教育課

<p>【啓発活動】</p> <p>9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせ、リーフレットや啓発グッズを配布し、自殺予防に関することや相談機関等について周知を図ります。</p>	健康保険課 福祉課
<p>【図書館管理運営事業】</p> <p>自殺対策やメンタルヘルスに関する展示やブックリスト作成、配布等を通して、情報の提供や市民の生涯学習の場として環境の充実することにより周知啓発を図ります。</p>	社会教育課
<p>【男女共同参画に関する啓発】</p> <p>男女共同参画に関する啓発やイベント、研修会において自殺対策に関するテーマが扱われる際に、参加者に相談先一覧などのリーフレットを配布するなどして、自殺リスクが高く問題を抱える方々に関する理解促進や相談機会の提供を図ります。</p>	企画課
<p>【各種研修会・講習会】</p> <p>研修会や講習会等において、自殺対策に関する情報を取り上げることで、自殺予防や心の健康づくりに関する啓発を行います。</p>	健康保険課 福祉課 消防本部

② 市民向け講演会・イベント等の開催

<p>【事業名】</p> <p>事業内容</p>	担当課
<p>【こころの健康づくり講演会】</p> <p>こころの健康づくり講演会を開催し、自殺予防や心の健康づくりに関する啓発を行います。</p>	健康保険課 福祉課
<p>【日置市元気まつり】</p> <p>日置市元気まつりにおいて、自殺予防に関連するコーナーの設置、リーフレットの配布等、自殺予防や心の健康づくりに関する啓発を行います。</p>	健康保険課 介護保険課
<p>【こころの健康教育】</p> <p>健康教育や出前講座等の機会に、自殺予防や心の健康づくりに関する啓発を行います。</p>	健康保険課

③ メディアを活用した啓発活動

【事業名】 事業内容	担当課
【広報誌・ホームページ掲載】 市の広報誌やホームページを通じ、自殺予防やメンタルヘルスに関すること、相談機関等について周知を図ります。	健康保険課



(4) 自殺未遂者等への支援の充実

自殺未遂者は自殺対策においては重要なハイリスク群であり、自殺未遂者の再企図防止は自殺者を減少させるための優先課題の一つです。そのためには一般医療機関、精神科医療機関、救急医療機関における身体・精神的治療とともに地域に戻った後も、自殺未遂者の抱える様々な問題に包括的に支援を行うことが必要です。

また、支援が必要な方を適切な支援に繋がられるよう、地域における自殺未遂者に対する相談体制を確保すると共に、再度の自殺企図を防ぐ対策として、居場所等の構築の更なる推進を図ると共に、地域にある居場所活動について把握し、居場所づくりや生きがいつくり活動を支援します。

① 自殺未遂者への支援

【事業名】 事業内容	担当課
【自殺未遂者支援事業】 自殺未遂者の救急搬送時に、自殺未遂者の家族や本人(希望者)に対し、相談窓口を掲載した啓発用カードを配付し、専門機関に繋げるきっかけとします。	消防本部
【GPネットワーク事業】 日置市医師会と連携し、精神科以外の医師から精神科医にうつ病等の患者を紹介するシステム「一般医・精神科医ネットワーク(GPネット)」を活用し、自殺に繋がるよううつ病患者を専門科医に繋げ適切な治療が行えるよう支援します。また、患者が退院した後も医療機関等関係機関と連携しながら地域での生活を支援します。	健康保険課

② 自殺リスクの高い人への支援

【事業名】 事業内容	担当課
<p>【防犯に関する業務】</p> <p>行方不明者が自殺に繋がる可能性もあるため、行方不明者の早期発見に努めます。警察等から行方不明者の連絡があった場合、防災行政無線でお知らせを行います。</p>	総務課
<p>【こころの相談会】</p> <p>自殺のリスクの高い対象者に対しこころの相談会を開催し、精神科医の相談を実施することで必要な治療、その他必要な支援（生活支援、家族支援等）に繋げ、対象者の自殺リスクの軽減を図ります。</p>	健康保険課 福祉課
<p>【総合相談事業】</p> <p>本人や家族、地域等からの様々な相談を受け、専門的・継続的な関与または緊急の対応の必要性を判断します。また、適切な情報提供や関係機関への繋ぎ等を行います。</p>	介護保険課
<p>【女性総合支援推進事業】</p> <p>男女共同参画専門員による相談対応を行い、生活上の様々な困難を抱える女性に寄り添った支援を図ります。また、相談内容や必要に応じて各関係機関への繋ぎ、連携した支援を行います。</p>	企画課
<p>【こころのデイケア（精神障がい者等社会復帰学級）】</p> <p>当事者または家族同士が交流できる場を提供し、地域での繋がりを構築します。また、当事者の状況を定期的に把握することで症状悪化等の場合には対処策を講じる等の対応を推進します。</p>	健康保険課
<p>【訪問支援】</p> <p>精神障がいやその他精神保健に課題を抱えている当事者及び家族からの相談に応じ、家庭訪問を行うことで、自殺リスクやその他の問題の早期発見、早期支援を行います。</p>	健康保険課
<p>【育児相談・産婦健診・新生児訪問】</p> <p>産後うつチェックリストを実施し、リスクの高い方に対し必要な助言・指導を提供することで、リスクを軽減させ</p>	健康保険課

るとともに、必要時、専門機関へと繋ぐ等の対応を推進します。	
【自立相談支援事業】 ニート、ひきこもり等自らSOSを発することができない方及び家族からの相談対応、適切な支援を行います。	福祉課
【相談支援事業（基幹相談支援センター・虐待防止センター）】 障がい者等の福祉に関する相談等各種支援を行います。	福祉課

③ 居場所づくりとの連動による支援

生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した高齢者や仕事を退職して役割を喪失した中高年の人等、孤立のリスクを抱える人が地域や適切な支援につながるよう、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進します。

前回計画策定時に比べて、「筋ちゃん広場」や高齢者クラブ、いきいきサロン等の地域における居場所の構築・設置は進みましたが、その設置状況や活動状況に地域差が見られます。

引き続き地域における居場所づくり、居場所活動を支援し、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす個別的な支援と、「生きることの促進要因（自殺の保護要因）」を増やす居場所活動を通じた支援とを連動させた、包括的な生きる支援を推進します。

【事業名】 事業内容	担当課
【一般介護予防事業】 高齢者の居場所、活躍できる場所づくりを目指した住民主体の介護予防事業「筋ちゃん広場」や健康教室等を実施し、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行います。	介護保険課 健康保険課
【ふれあい・いきいきサロン助成事業】 【高齢者クラブ連合会助成事業】 高齢者が健康で心豊かな生活が送れるよう、地域で気軽に集まれる場・生き生きと活動できる場として「ふれあい・いきいきサロン」や高齢者クラブの支援をします。	福祉課

<p>【女性総合支援推進事業】</p> <p>日置市男女共同参画センターでイベントや講座、相談会を開催し、様々な人が集まり、学び、語り合える場を提供します。</p>	<p>企画課</p>
<p>【生活支援体制整備事業】</p> <p>高齢者をはじめとした、誰もが気軽に集い、好きな時間を過ごすことが出来る場所である「地域の居場所」に関する情報を収集し、必要な方に随時案内します。また、定期通信の発行やフォーラムの開催等によりその情報を発信することで、地域の支えあい活動の発展を支援します。</p>	<p>介護保険課</p>



(5) 自死遺族等への支援の充実

自殺対策においては、事前対応や危機対応のみならず、自殺が起きた後の事後対応も重要です。遺族等に対する迅速な支援を行うと共に、必要な支援情報を得ることができるよう情報提供を推進する等、支援の充実を図ります。

遺族等への支援として相続や行政手続に関する情報提供等の支援と同時に、自殺への偏見による遺族の孤立防止やこころを支える活動による支援を行います。

<p>【事業名】 事業内容</p>	<p>担当課</p>
<p>【自死遺族支援事業：つむぎの会】</p> <p>自死により亡くなられたご家族がつらく悲しい気持ちを語り合い、支え合うことで生きる希望を取り戻していく事を目的とした集いを鹿児島県精神保健福祉センターで開催しているため、対象者に情報提供等行い支援していきます。</p>	<p>健康保険課</p>
<p>【自殺未遂者支援事業】(再掲)</p> <p>自殺未遂者等の家族や本人(希望者)に対し、相談窓口を掲載した啓発用カードを配布し、専門機関に繋げるきっかけとします。</p>	<p>消防本部</p>
<p>【こころの相談会】</p> <p>悩みや困難を抱える対象者やその家族を対象としたこころの相談会を開催し、精神科医の相談を実施することで必要な支援(生活支援、家族支援等)に繋がります。</p>	<p>健康保険課 福祉課</p>



(6) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

「生きることの包括的支援」として「困難やストレスに直面した児童、生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられること」を目標として、SOSの出し方に関する教育を推進します。

【事業名】 事業内容	担当課
【SOSの出し方教育】 市内全中学校を対象に、困難やストレスに直面した生徒が信頼できる大人にSOSの声をあげることのできる方法を身につける指導を行います。	学校教育課 健康保険課
【教職員・学校関係者・保護者向けゲートキーパー研修】 SOSの受け皿として教職員・学校関係者・家庭の役割、関係機関への繋ぎ等について学ぶ機会として実施します。	学校教育課 健康保険課
【命ふれあい体験教室】 妊婦体験や赤ちゃんの抱っこ体験等を行い、生徒自身も大切に育てられたことを実感してもらい、自尊感情を高めます。また、悩み等の相談窓口の紹介を行います。	学校教育課 健康保険課
【子どもの人権SOSミニレター】 人権擁護委員を通し、児童生徒に「子ども人権SOSミニレター」を配付することで、周囲に相談できない子どもの悩みごとを把握し、必要な支援に繋がります。	学校教育課 市民生活課

2 重点施策

重点施策とは地域における自殺の実態や地域の実情を踏まえて、更なる取り組みが必要とされる施策です。いのち支える自殺対策推進センターが作成する本市の「自殺実態プロファイル」等（及び地域の実態）に基づき、以下の4つの施策を重点施策として取り組むこととします。



(1) 高齢者の自殺対策の推進

本市における過去5年間（平成29年～令和3年）の高齢者の自殺の状況は、男女ともに70歳代の高齢者の自殺死亡率が全国より2倍以上高く、特に独居の70歳代男性の自殺死亡率の高さが顕著であり、高齢者の自殺対策は重要な

課題です。

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態からの孤立・孤独に陥りやすく、また健康問題を抱えやすい等、特有の課題があることを踏まえ、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。

市では、行政や民間事業所、地域が連携し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

① 包括的な支援のための連携の推進

健康・医療・介護・地域等に関する様々な関係機関や団体等の連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

【事業名】 事業内容	担当課
【地域ケア会議】 多職種協働により高齢者が抱える個別的課題や地域課題の検討を行ない、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等の推進を図ります。	介護保険課
【生活支援体制整備事業】 住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることが出来るよう、ネットワークの構築、生活支援の担い手の養成や発掘、地域資源の開発等サービスの充足を図ります。	介護保険課

② 高齢者及び支援者への啓発

うつ病を含め、心の健康や自殺に関する正しい知識や相談機関について普及します。また、必要な情報が本人やその支援者に届くよう、相談先等の普及啓発及び支援体制の強化を図ります。

【事業名】 事業内容	担当課
【高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施】 高齢者の通いの場の機会を活用し心の健康や自殺に関する正しい知識・相談先に関する普及啓発を行います。	健康保険課 介護保険課
【こころの健康教育】（再掲） 心の健康について、いきいきサロンや高齢者クラブ・自治会の集会等高齢者が集まる場で、うつ病や心の健康・自殺の正しい知識・相談機関についての普及啓発を図ります。	健康保険課

<p>【ゲートキーパー養成講座】 民生委員や在宅福祉アドバイザー等、高齢者の支援者に対しゲートキーパー養成講座を行います。</p>	健康保険課
--	-------

③ 高齢者の自殺リスクの早期発見と早期支援

うつ病を含め、高齢者の自殺の原因として最も多い健康問題について、さまざまな機会を利用して早期発見し、早期に必要な支援に繋がります。また、高齢者を支える介護者（家族・支援者）からの相談を受け、介護者の負担軽減を図ります。

【事業名】 事業内容	担当課
<p>【高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施】（再掲） 高齢者の個別訪問指導や通いの場における個別面接の機会を活用し個別課題の把握に努め、自殺リスクの早期発見・早期支援を行います。</p>	健康保険課
<p>【医療費適正化事業（健幸教室）】 70歳・75歳到達の保険証交付時に健幸教室を開催し、心の健康を含めた生活習慣等を聞き取りや血圧測定等を行い、健康問題の早期発見・早期支援に繋がります。</p>	健康保険課
<p>【総合相談事業】 高齢者本人や家族、地域等からの様々な相談を受け、専門的・継続的な関与または緊急の対応の必要性を判断し、適切な情報提供や関係機関へ繋がります。</p>	介護保険課
<p>【こころの相談会】（再掲） 精神科医の相談会を実施し、必要な治療やその他必要な支援（生活支援、家族支援等）に繋がります。</p>	健康保険課 福祉課

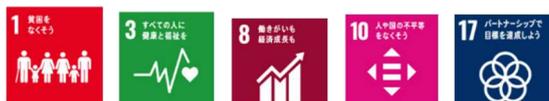
④ 高齢者の生きがいと役割を実感できる地域づくり

地域における高齢者が集える場や介護予防を兼ねた健康教室等を通じて、地域と繋がる機会を増やし、高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくりを推進します。

【事業名】 事業内容	担当課
<p>【ふれあい・いきいきサロン助成事業】（再掲） 【高齢者クラブ連合会助成事業】 高齢者が地域で気軽に集まれる場・生き生きと活動できる</p>	福祉課

場として「ふれあい・いきいきサロン」や高齢者クラブ」の支援をします。	
<p>【一般介護予防事業】（再掲）</p> <p>介護予防に向けた自発的な取り組みが実施されるような地域を目指し、介護予防教室「筋ちゃん広場」や健康教室等を実施するとともに、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行います。</p>	介護保険課
<p>【元気度アップ・ポイント事業】</p> <p>高齢者の健康づくり・社会参加活動等を実施する者に対してポイントを付与し、蓄積されたポイントに応じて地域商品券を配布することで活動の継続を促し、居場所づくりや役割を持ち続けることに繋がります。</p>	介護保険課
<p>【生活支援体制整備事業】（再掲）</p> <p>高齢者をはじめとした、誰もが気軽に集い、好きな時間を過ごすことが出来る場所である「地域の居場所」に関する情報を収集し、必要な方に随時案内します。また、定期通信の発行やフォーラムの開催等によりその情報を発信することで、地域の支えあい活動の発展を支援します。</p>	介護保険課

（２）生活困窮者・無職者・失業者への自殺対策の推進



無職や失業等により生活困窮状態にある方の自殺リスクは深刻であり、単に経済的な問題だけではなく、心身の不調や障害、人間関係、虐待、DV、ひきこもり、介護問題等、様々な問題を抱えた結果、自殺に追い込まれることが少なくありません。そのため、生活困窮に関する相談であった場合でも相談者の状況に応じ、就労や心身面での治療を支援する等、医療や保健、福祉等の様々な分野の関係者が連携し、包括的な支援を進めていきます。

① 生活困窮者対策と自殺対策の連動を図るための研修の開催

生活困窮者と関わる機会のある市職員や関係機関を対象としたゲートキーパー養成講座等の研修会を開催することで、お互いに連携できるネットワークの構築・強化に努め、自殺のリスクを抱える人を早期に発見し、早期に必要な支援に繋がります。

② 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

様々な背景で生活困窮を抱えたハイリスク者に対し、各課・関係機関と連携しながら課題の解決に向けた支援を進めます。

【事業名】 事業内容	担当課
【消費者行政推進事業】 消費生活相談をきっかけに、抱えている課題に対応し解決に向け、相談や専門家（弁護士等）への紹介を行います。	商工観光課
【生活困窮者自立支援事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業 ・就労準備支援事業 ・居住確保給付事業 ・子どもの学習支援事業 あらゆることが原因で生活困窮の状態になった方に就労や生活習慣の改善等自立に向けた支援を行います。	福祉課
【債権の徴収及び滞納整理事務】 徴収困難案件について、債権担当課と連携しながら徴収困難となっている原因を特定し、真に財産等が無く徴収できないと判断した場合、生活困窮者自立支援制度の活用を案内します。	税務課
【日置市配偶者暴力相談支援センター事業】 配偶者暴力相談支援センターと連携し、配偶者等からの暴力により自殺リスクのある被害者の保護を図ります。	福祉課 企画課
【訪問支援・指導】 生活困窮を抱える精神障がい者や、その家族の家庭訪問を行い、状態の観察や家族が抱える問題の相談に応じ、必要な機関に繋ぐ等対応します。	健康保険課 福祉課
【相談支援事業（基幹相談支援センター・虐待防止センター）】 障がい者等の福祉に関する相談等各種支援を行います。	福祉課
【総合相談事業】（再掲） 高齢者本人や家族、地域等からの様々な相談を受け、専門的・継続的な関与または緊急の対応の必要性を判断し、適切な情報提供や関係機関へ繋がります。	介護保険課

(3) 子ども・若者の自殺対策の推進



本市における過去5年間（平成29年～令和3年）の20歳未満の自殺死亡率は男性が4.35、女性は0であり、男性の自殺死亡率が全国より高値です。また、20歳代の自殺死亡率は男性が22.64、女性は0であり、前計画策定時と比較すると20歳代男性の自殺死亡率が上昇しています。

引き続き子ども・若者の自殺対策を重点施策の一つとして位置づけ、子ども・若者が抱える多様な悩みに対応できるよう、学校、地域、家庭が一体となった取り組みを推進していきます。

①「SOSの出し方教育」の推進

「周囲の人に助けを求めることが恥ずかしくないこと」「命や暮らしの危機に直面した時に、誰にどう助けを求めればよいか」等について学び、生涯をとおしてのスキルとして身に付ける取り組みとして、「SOSの出し方教育」を教育委員会等と連携し展開します。また、子どもがSOSを出しやすい環境を整えることの重要性や大人が子どものSOSに気づき、受け止め、支援に繋げていくための方法について普及啓発していきます。

【事業名】 事業内容	担当課
【生徒指導担当者会】 年2回の生徒指導担当者会を実施し、問題行動及びいじめ・不登校への対応を基に、自殺リスクのサインの早期発見・早期対応に繋げることにより自殺リスクの軽減を図ります。	学校教育課
【SOSの出し方教育】（再掲） 市内全中学校を対象に、困難やストレスに直面した生徒が信頼できる大人にSOSの声をあげることのできる方法を身につける指導を行います。	学校教育課 健康保険課
【教職員・学校関係者・保護者向けゲートキーパー研修】（再掲） SOSの受け皿として教職員・学校関係者・家庭の役割、関係機関への繋ぎ等について学ぶ機会として実施します。	学校教育課 健康保険課

<p>【命ふれあい体験事業】（再掲）</p> <p>妊婦体験や赤ちゃんの抱っこ体験等を行い、生徒自身も大切に育てられたことを実感してもらい、自尊感情を高めます。また、悩み等の相談窓口の紹介を行います。</p>	<p>学校教育課 健康保険課</p>
---	------------------------

② 相談支援の充実

スクールカウンセラー等の学校における相談体制の充実を図るとともに、子どもに関わる各関係機関が連携し対応に努めます。

また、インターネットやSNSの普及により、若者は対面による相談支援ではなく、検索によって情報を得たり、自身が困難な状況にある事を発信したりする場合があります。支援を必要としている人が簡単に適切な支援につながる情報を得ることが出来るよう、ICTを活用した「相談しやすい」相談窓口等も必要です。

<p>【事業名】 事業内容</p>	担当課
<p>【SNS・メールを活用した相談事業】</p> <p>県や国、NPO法人等が展開している電子メール、LINE（ライン）を使用した相談窓口を紹介します。</p>	健康保険課
<p>【女性総合支援推進事業】</p> <p>日置市男女共同参画センターでの相談の機会を提供することで、デートDV等相談に対応し、自殺リスクの軽減に繋がります。</p>	企画課
<p>【スクールカウンセラー派遣事業】 【スクールソーシャルワーカー活用事業】</p> <p>専門的な知識や技術を有するスクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒の様々な悩みや問題に対する相談に対応し、自殺リスクの軽減に繋がります。</p>	学校教育課
<p>【子ども支援センター相談事業】</p> <p>教育相談員が保護者等からの子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談に対応し、自殺リスクの早期発見、早期対応を行います。</p>	学校教育課
<p>【家庭児童相談】</p> <p>相談対象者や家庭との定期的な面談等により、自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へと繋ぐ等の対応を行います。</p>	こども 未来課

<p>【子ども・子育て会議】 子育て支援を行う関係者や団体同士が連携を深めていくことで、地域の関係者が子どもたちからのSOSを受け止め、必要な支援を提供するための基盤整備を行います。</p>	<p>こども 未来課</p>
---	-----------------------------

③ 子どもへの支援の充実

経済的な困難を抱えている等、生活困窮世帯が抱える様々な問題は、その家庭で成長する子どもや若者の自殺のリスクを高める要因になるため、子どもの貧困対策の推進に関する施策を展開していく必要があります。

<p>【事業名】 事業内容</p>	<p>担当課</p>
<p>【生活困窮者自立支援事業(子どもの学習支援事業)】 生活保護世帯の中学生を対象に学習の場所や機会を提供し、学習への習慣を身につけ自立へ繋げ、学力向上以外にも家庭や学校で抱える問題等を察知し、家庭生活での支援を行います。</p>	<p>福祉課</p>
<p>【放課後児童健全育成事業】 就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に放課後児童クラブ施設等において適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。</p>	<p>こども 未来課</p>

(4) 女性の自殺対策の推進



本市における女性の自殺死亡率は、平成30年から令和4年にかけて約3倍に増加しています。また、十分な睡眠や休養をとることができていない女性の割合が高い状況があり、その背景として家庭問題や育児、介護の問題等の要因が考えられます。このような状況から、女性に関する自殺対策も新たに重点施策として取組を進めていきます。

① 妊娠中から出産後まで切れ目のない支援の推進

妊娠・出産から就学後までの期間における一貫した切れ目のない支援を実施することで自殺リスクの高い保護者の早期発見に努め、必要に応じて関係機関と連携し早期対応に努めます。

【事業名】 事業内容	担当課
【母子健康手帳交付】 母子健康手帳交付の機会を活用して面接を行い、自殺リスクの高い対象者の把握、早期支援を行います。	健康保険課
【産後うつ対策事業】 産婦健診（2週間・1箇月）、新生児訪問、3～5箇月児健診等の機会に産後うつのチェックを行い、ハイリスク産婦に対し、早期支援を実施します。	健康保険課
【産後ケア事業】 産後は育児への不安等から、うつのリスクを抱える危険があるため、出産後サポートを得られにくい産婦に対し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図ります。	健康保険課
【育児相談】 育児相談や発達相談、親子教室等の機会を活用し自殺リスクの高い対象者の把握に努め、必要に応じて専門機関へ繋ぐ等関係機関と連携した包括的な支援を実施します。	健康保険課
【放課後児童健全育成事業】（再掲） 就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に放課後児童クラブ施設等において適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。	こども 未来課
【子ども・子育て支援事業計画の策定・推進】（再掲） 【子ども・子育て支援会議】（再掲） 子育て支援を行う関係者や団体同士が連携を深めていくことで、地域の関係者が子どもたちからのSOSを受け止め、必要な支援を提供するための基盤整備を行います。	こども 未来課

② 困難な問題を抱える女性への支援

【事業名】 事業内容	担当課
【日置市配偶者暴力相談支援センター事業】 配偶者やパートナーからの暴力に関する相談があった場合、迅速な対応を行うと共に、関係機関と連携し支援を実施します。	福祉課

<p>【女性総合支援推進事業】（再掲）</p> <p>男女共同参画専門員による相談対応を行い、生活上の様々な困難を抱える女性に寄り添った支援を図ります。また、相談内容や必要に応じて各関係機関への繋ぎ、連携した支援を行います。</p>	<p>企画課</p>
---	------------

3 評価指標

本計画の評価指標を次表のとおりとし、毎年度、取組状況をまとめて、その進捗状況を日置市いのち支える自殺対策推進本部、日置市いのち支える自殺対策推進協議会に報告の上、その後の取り組みについての協議を行い、P D C A サイクルにより計画を推進していきます。

主な施策分野	指標の内容	目標値等
ネットワーク の強化	日置市いのち支える自殺対策庁内連絡会議	年 1 回
	日置市いのち支える自殺対策推進協議会	年 1 回
人材の育成	地域における関係機関・団体等を対象にしたゲートキーパー研修（自治会長、民生委員・児童委員・保健推進員・母子保健推進員・保育士・介護支援専門員、事業所等）	令和 10 年度までに各 1 回
	市職員のゲートキーパー研修	令和 10 年度までに全職員
住民への啓発 と周知	こころの健康づくり講演会	年 1 回
	市広報誌での啓発	年 1 回
自殺未遂者等 への支援の 充実	未遂者への相談窓口カードの配布	全ての対象者に実施
	こころの相談会実施数	年 4 回
児童・生徒の S O S の出し 方教育	「自分のことを大切だと思う」と回答する生徒の割合	70%
高齢者の自殺 対策の推進	地域ケア個別会議の実施回数	年 12 回
生活困窮者・ 無職者・失業 者への自殺対 策の推進	生活困窮者自立支援事業	令和 4 年度相談実績件数（92 件）より増加
女性の自殺対 策の推進	女性の自殺死亡率	令和 3 年（12.0）より低下

第6章 いのち支える自殺対策の推進体制

1 推進体制

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指し、自殺対策を総合的に推進するため、行政や関係機関、民間団体等で構成する「日置市いのち支える自殺対策推進協議会」を設置し、関連施策との有機的な連携による総合的・効果的な自殺対策を推進します。

また、庁内横断的な自殺対策の推進体制を確立するため「日置市いのち支える自殺対策推進本部」を設置し、計画の進行管理を行うとともに、情報の共有、連携強化を図り、計画に沿った事業を推進します。

2 進行管理

計画の取組状況や目標の達成状況について、日置市いのち支える自殺対策推進本部において、点検・評価し、問題点や課題の解決を図りながら、必要に応じて施策の見直し及び改善を行います。